

中津市の中近世城館

資料編

中津市中近世城館確認調査報告書Ⅰ

中津市文化財調査報告

第九三集

二〇一九年三月

中津市教育委員会

中津市文化財調査報告 第九三集

中津市中近世城館確認調査報告書Ⅰ

中津市の中近世城館

資料編

二〇一九年三月
中津市教育委員会

中津市文化財調査報告 第九三集

中津市中近世城館確認調査報告書Ⅰ

中津市の中近世城館

資料編

二〇一九年三月
中津市教育委員会

例 言

一、本書は大分県中津市教育委員会が二〇一三（平成二五）～二〇一八（平成三〇）年度に実施した中近世城館確認調査における文献資料を中心とした報告書である。

二、調査は国宝重要文化財等保存整備事業費および大分県文化財保存事業費の補助を受けて実施した。

三、二〇一三年度から本年度までの調査組織・体制、指導機関は次のとおりである。

調査主体 中津市教育委員会

事務局 文化財課（平成二五～二七）、社会教育課文化財室、社会教育課管理・文化振興係（平成二八～）

教育長 廣畑 功（平成二五～）

教育次長 井上 信隆（平成二五） 後藤 義治（平成二六） 白木原 忠（平成二七～二九） 栗田 英代（平成二九～）

課長 川西 州作（平成二五） 今津 時昭（平成二六） 平原 潤（平成二七） 高尾 良香（平成二八～）

係長（主幹） 田中布由彦（平成二五） 宇野 真理（平成二六） 大森 建（平成二七～） 磯貝 奏（平成二八～二九）

河野さくら（平成三〇～）

調査、調査事務 高崎 章子（平成二五～二七・係長、平成二八～室長）

花崎 徹（平成二五～二七・二八～主幹）、浦井 直幸（平成二五～）、三谷 紘平（平成二五～）

調査指導 越智 淳平（大分県教育庁文化課 平成二五～二九） 山路 康弘（大分県教育庁文化課 平成三〇～）

調査指導委員会 中村 修身（北部九州中近世城郭研究会名誉会長）

宮武 正登（佐賀大学教授）

小柳 和宏（大分県立歴史博物館長）

三重野 誠（大分県教育庁文化課参事）

高橋 一臣（中津市文化財調査委員会 平成二五～二九）

長野 淳雄（中津市文化財調査委員会 平成三〇～）

四、本書の執筆は、調査指導委員会の指導の元、第一章・第四章を浦井が、第二章・第三章を三谷が行った。

五、本書の編集は、浦井・三谷が協議し行った。

中津市の中近世城館 資料編 目次

第一章	調査に至る経緯	1
第二章	中津市中近世城館関係史料集成	2
第三章	史料調査の成果	50
第四章	地籍図調査	67

第一章 調査に至る経緯

第一節 調査に至る経緯

大分県北部に所在する中津市には、二〇〇三年度段階で約六二カ所（詳細不明分含む）の城館跡が知られていた。これは、平成七年度から平成一五年度まで九カ年にわたり大分県教育委員会が全県を対象に行った「中世城館等発掘調査事業」（以下、県調査）の成果によるものである。文献資料、現地調査を踏まえた県調査により、初めて市内の城館の所在地、残存状況等が整理・確認された。また個別の城館については、「縄張り図」（現地表面の起伏、凹凸から城館の旧状を復元する簡易測量図）作成も行われ、各城館の紹介、城館関連遺構の編年的位置づけもなされている。

本事業着手以前、中津市教育委員会による中近世城館に対する取り組みは、各種開発に伴う発掘調査や史跡整備に伴う確認調査が中心であった。中津城跡においては平成一二年度から石垣の修理・改修や城内の発掘調査がすすみ、黒田時代の遺構が確認された。城館関係の史跡指定は、県指定三件（長岩城跡、中津城おかこい山、中津城跡）、市指定四件（大畑城跡、一ツ戸城址、平田城址、中津城おかこい山）を数える（平成二九年一二月末時点）。

一方、近年、大字伊藤田の上伊藤田城跡では無届の土取り作業により土塁が損壊するなど、遺跡保護について市民への周知・理解を深める取り組みが急務となっている。また県調査で「詳細不明」や「現状では遺構は確認できない」とされた城館二七カ所についての追及も課題として残されたままであった。そこで、詳細不明城館の探索・周知遺跡化、重要城館の指定を目的に平成二四年度に市内全域を対象とした城館調査計画書を作成した。平成二五年度からは、「中近世城館確認調査」として文化庁の国庫補助を受け、平成三三年度まで事業は実施予定である。

第二節 調査の経過

調査は下記工程表のとおり進めている。今年度は資料編報告書を刊行する。城館位置図を含む城館の内容報告（総括編）は平成三三年度に刊行予定である。

中世城館調査年度別工程表

		平成25 年度 (2013)	平成26 年度 (2014)	平成27 年度 (2015)	平成28 年度 (2016)	平成29 年度 (2017)	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)	平成33 年度 (2021)
古文書類調査							→			
調査対象箇所 の絞り込み	市町村史・地誌類 調査						→			
	聞き取り調査			→			→			
	遺構の有無確認			→				→		
	小字地籍図調査							→		
縄張り図作成										→
報告書作成							資料編 →			総括編 →

第二章 中津市中近世城館関係史料集成

一、この史料集成は、中津市域の中近世城館に係る史料について、城館別に集めたものである。

二、調査対象にした城館は、中世の城郭（○○城・○○切寄など）、領主居館（○○館・居屋敷・○○屋敷など）、近世期の城郭（○○城・陣所など）としている。城館名は史料中に現れる名称を第一に採用した。史料中に名称が不明瞭なものについて、現地に遺構や城郭関連の地名が残っている場合、便宜上、所在地を冠して「○○城塞」とした。表題下（ ）内に関係すると考えられる遺跡名称を記しているが、表題と遺跡名称が同一の場合省略している。

三、文献史料は、同時代成立の古文書・古記録、それに順ずる信憑性を持つものを一次史料と捉えて収録対象とした。城館廃絶後の地誌や家譜などの記録類については二次史料として収録はしていないが、二次史料にのみ現れる記述など、重要な文献については「参考」として各項の後半に抜粋収録している。

四、史料について、本来なら原本から採取して翻刻することが原則であるが、作業期間や閲覧上の制約などの事情により、次の刊本から収録している。

『大分県史料』 『増補訂正編年大友史料』
『大日本古文書（阿蘇文書）』
『大日本近世史料（細川家史料）』
『黒田家文書』 『西国武士団関係史料集』
『豊前市史（中世文書編）』 『萩藩閥閥録』
『山口県史（史料編）』 『綿考輯録』
『豊前志』
『大分の中世城館（文献資料編）』

五、刊本からの収録にあたっては元の体裁に準じたが、包紙、付箋、紙継目、裏花押などについては編年上必要な場合以外は、本書の体裁上省略した。また、人名地名など本書の編集上の注記は（ ）で挿入している。

六、なお次の古文書については、原本及び写真によって原本確認ができた。

「永弘文書」 「成恒文書」 「蠣瀬文書」
「湯屋文書」 「友枝（内尾）文書」
「黒田家文書」

原本確認にて校正できた文字については文字右肩※印にて注記をしている。

七、調査にて発見した新出史料については第二章にて関係箇所全文翻刻をし、本章には城館別に抜き出して収録した。

目次

一 永添城 8

一 土井種世軍忠状 観応二年 正月 日

二 成恒種定軍忠状 観応二年 正月 日

三 河依(久恒)範房軍忠状案 観応二年 正月 日

二 法華寺城 9

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「豊前國古城記」

〈参考〉「名所古跡考草稿」

三 犬丸城 9

一 豊臣秀吉書状 (天正十五年) 十二月二十七日

二 豊臣秀吉朱印状 (天正十五年) 十二月二十七日

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「豊前國古城記」

〈参考〉「覚(下毛郡城跡覚書)」

四 助部屋敷 10

一 永弘重幸宛文案 永正十六年 四月十六日

二 永弘通忠書状案 (年未詳) 十(二)月十三日

三 永弘通忠書状案 (年未詳) 十二月十二日

四 永弘通忠書状案 (年未詳) 十二月十二日

五 永弘通忠書状案 (年未詳) 十二月十三日

六 東継宗書状 (年未詳) 十二月十六日

五 植野城(植野古城遺跡) 12

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「名所古跡考草稿」

六 万田切寄(河原田城跡) 12

一 大友義統感状案 (天正十一年) 九月二十六日

二 大友義統感状案 (天正十一年) 十月八日

三 大友義統感状 (天正十一年) 十月八日

四 大友義統感状 (天正十一年) 十月十一日

五 大友義統感状 (天正十一年) 十月二十八日

六 大友義統感状 (天正十一年) 十月二十八日

七 大友義統感状案 (天正十一年) 十月二十八日

八 大友義統感状案 (天正十一年) 十月二十八日

九 大友義統感状案 (天正十一年) 十月二十八日

一〇 大友義統感状 (天正十一年) 十月二十八日

一一 大友義統感状 (天正十一年) 十一月二十八日

一二 大友義統感状 (天正十一年) 十二月十三日

〈参考〉『豊前志』

七 是則切寄(安松遺跡) 14

一 大友義統合戦打死頸手負注文一見状 天正十一年 十月十六日

二 大友義統感状案 (天正十一年) 十月二十八日

三 大友義統感状 (天正十一年) 十月二十八日

四 大友義統感状 (天正十一年) 十二月十三日

八 逢間屋敷(土屋敷遺跡) 15

一 万徳坊領田畠坪付惣帳 文明十六年 二月二十五日

九 湯屋屋敷（福永城跡）…………… 16

一 白河政世契約狀 応永八年 三月六日

二 湯屋固幸讓狀 永正十三年 五月十三日

三 湯屋清好讓狀案 天文五年 十二月十三日

四 湯屋名一跡田島等坪付 天正十二年 二月十三日

一〇 池永城…………… 17

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「豊前國古城記」

〈参考〉「名所古跡考草稿」

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

一一 末弘城…………… 18

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「豊前國古城記」

〈参考〉「名所古跡考草稿」

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

一二 藍原屋敷…………… 18

一 宇佐宮神官実世申狀 文保二年 五月 日

二 鎮西御教書案 文保二年 七月十日

一三 坂手隈城…………… 19

一 土井種世軍忠狀 觀応二年 正月 日

二 成恒種定軍忠狀 觀応二年 正月 日

三 河依（久恒）範房軍忠狀案 觀応二年 正月 日

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「豊前國古城記」

〈参考〉「名所古跡考草稿」

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

一四 上伊藤田城…………… 20

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「豊前國古城記」

〈参考〉「名所古跡考草稿」

一五 下伊藤田城…………… 20

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「名所古跡考草稿」

一六 福嶋佐渡守切寄（田丸城跡）…………… 21

一 大友義統感狀 天正八年 三月二十三日

二 大友義統感狀 天正八年 八月二十八日

三 大友義統感狀 （天正九年）四月二十九日

四 大友義統感狀 天正九年 四月二十九日

五 豊臣秀吉朱印狀 （天正十六年）正月十九日

〈参考〉『豊前志』

〈参考〉「豊前國古城記」

〈参考〉「名所古跡考草稿」

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

一七 賀来安芸守切寄（大幡城跡）…………… 22

一 田原親家感狀 天正七年 十一月一日

二 田原親家書狀 天正七年 十二月二十七日

- 三 田原親家書状 天正七年 十二月二十七日
 - 四 大友義統感状 天正八年 二月八日
 - 五 大友義統感状 天正八年 三月二十三日
 - 六 田原親家感状 天正八年 閏三月五日
 - 七 大友義統感状 天正八年 八月二十八日
 - 八 大友義統知行預ケ状 (天正八年) 十月二日
 - 九 大友義統感状 (天正八年) 十月二十七日
 - 一〇 田原紹忍感状 天正九年 四月九日
 - 一一 大友義統感状 (天正九年) 四月二十九日
 - 一二 大友義統感状 天正九年 四月二十九日
 - 一三 大友義統感状 天正九年 十月五日
 - 一四 大友義統感状 (天正九年) 十月五日
 - 一五 豊臣秀吉朱印状 (天正十六年) 正月十九日
- 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「豊前國古城記」
 〈参考〉「覚(下毛郡城跡覚書)」
- 一八 佐智屋敷 …………… 26
- 一 永弘光世番長職等讓状 正長元年 八月十一日
 - 二 忠寛書状 文明十二年 十一月三日
 - 三 宮成公高書状 文明十三年 十一月十五日
- 一九 さやの上本屋敷 …………… 27
- 一 諫山道秀下作職売券 正長元年 八月十三日
 - 二 諫山いやくり等連署下作職契約状 永享二年 八月二十二日
 - 三 諫山道實等連署下作職契約状 永享十一年 八月十日
 - 四 諫山道實等連署下作職契約状 永享十一年 八月十日

- 二〇 田嶋崎屋敷(田嶋崎城跡) …………… 28
- 一 岩武宗忠・山田宗高連署奉書 文明十五年 四月二十五日
 - 二 成恒種秀讓状 明応五年 六月一日
 - 三 成恒永椿種讓状 長享二年 六月二十六日
 - 四 成恒氏種讓状 天文十年 十二月十三日
 - 五 田原紹忍親安堵状 天正四年 八月十六日
 - 六 野仲鎮兼充知行行坪付 天正十四年 十二月二十三日
- 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「豊前國古城記」
- 二一 成恒越中守切寄(田嶋崎城跡) …………… 31
- 一 大友義統感状 天正八年 八月三十日
- 二二 築地切寄 …………… 31
- 一 野仲鎮兼知行預ケ状 天正八年 十月十五日
 - 二 大友義統書状案 (天正八年) 十月二十六日
 - 三 大友義統知行預ケ状 天正九年 十二月十三日
- 二三 田口切寄 …………… 32
- 一 野仲鎮兼知行預ケ状 天正八年 十月十五日
- 二四 地神城(岡崎城跡) …………… 32
- 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「豊前國古城記」
 〈参考〉「名所古跡考草稿」

二五 三重城 …………… 32
 〈参考〉『豊前志』

二六 下深水城（スリヤネ城跡） …………… 32
 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「豊前國古城記」
 〈参考〉「名所古跡考草稿」

二七 土田城 …………… 33
 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「豊前國古城記」
 〈参考〉「名所古跡考草稿」

二八 白米城（平田城跡） …………… 33
 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「名所古跡考草稿」

二九 万代城・福土城（馬台城跡） …………… 33
 一 屋形宗諸軍忠状 天文二年 二月十三日
 二 大内家奉行人連署書状（天文二十二年） 四月二日
 三 大友家加判衆連署書状（弘治三年） 二月二十九日
 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「名所古跡考草稿」

三〇 津久江城（築久江城跡） …………… 34
 一 野仲鎮兼一跡安堵状 永祿七年 八月二十八日

三一 雁俣城（雁股城跡） …………… 35
 一 野仲鎮兼書状 天正十年 五月二十九日

三二 仙光寺城塞 …………… 36
 一 大神兼増書状（年未詳） 五月二十八日
 二 野仲鎮兼書状 天正十年 五月二十九日

三三 長岩城 …………… 37
 一 野仲鎮兼書状 天正十年 五月二十九日
 二 野仲鎮兼書状案（年未詳） 九月二十四日
 三 豊臣秀吉朱印状写（天正十五年） 十月二十二日
 〈参考〉『豊前志』
 〈参考〉「豊前國古城記」
 〈参考〉「名所古跡考草稿」
 〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

三四 高城 …………… 39
 〈参考〉『豊前志』

三五 柿坂城 …………… 39
 〈参考〉「名所古跡考草稿」

三六 狩宿城 …………… 39
 一 正任記 文明十年 十月三日

三七 城尾城塞 …………… 39
 〈参考〉「鎧水家記録」

三八 中津城 …………… 39

- 一 豊臣秀吉朱印条々案 天正十五年 五月十三日
 - 二 細川忠興書状 (年未詳) 四月十一日
 - 三 細川忠興書状 元和元年 六月二十九日
 - 四 細川忠興書状 (年未詳) 正月四日
 - 五 細川忠興書状 元和四年 閏三月二日
 - 六 細川忠興書状 (年未詳) 四月一日
 - 七 細川忠興書状 元和四年 六月二十六日
 - 八 細川忠興書状 (年未詳) 五月五日
 - 九 細川忠興書状 元和七年 九月二十日
 - 一〇 細川忠興書状 元和七年 九月二十七日
 - 一一 細川忠興書状写 (元和七年) 四月十二日
- 〈参考〉「豊前國古城記」
〈参考〉「名所古跡考草稿」

三九 一戸城 (一ツ戸城跡) …………… 47

- 一 細川忠興書状写 元和三年 十二月二十一日
- 〈参考〉『綿考輯録』(慶長七年条)
〈参考〉『豊前志』
〈参考〉「豊前國古城記」

四〇 長久寺陣所 (田丸城跡) …………… 48

〈参考〉「覚(下毛郡城跡覚書)」

四一 野中氏城塞 …………… 48

- 一 今川了俊書状写 (永和二年) 正月二十三日

永添城

一 土井種世軍忠狀

(成恒文書 『大分県史料』八)

筑前國土井兵衛五郎種世申軍忠事

一 去年十二月廿三日大將御下著以來、最前馳□□、致宿直警固候畢、

一 同廿九日、屬大將野依彈正忠手、馳向友枝、致忠勤畢、

一 今年正月八日、屬大將飯沼兵庫助入道手、馳向永副(永添)、令破却城墾、追散御敵畢、

一 自宇佐郡赤尾、所々凶徒等打出之間、今月十九日、屬宇都宮山田三郎手、同郡馳向猿渡致合戰、御敵追散候畢、

一 同廿一日、所々凶徒等打出下毛郡、燒拂高瀬以下之間、馳向酒手隈、御敵追散畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀應二年正月 日

進上 御奉行所 「承了(花押)」

(成恒文書 『大分県史料』八)

二 成恒種定軍忠狀

豐前國御家人成恒左衛門三郎種定申軍忠事

一 去年十二月廿三日大將御下著以來、最前馳參御方、致宿直警固候畢、

一 同廿九日、屬大將野依彈正忠手、馳向友枝、致忠勤畢、

一 今年正月八日、屬大將飯沼兵庫助入道手、馳向永副(永添)、令破

却城墾、追散御敵畢

一 自宇佐郡赤尾、所々凶徒等打出之間、今月十九日、屬宇都宮山田三郎手、同郡馳向猿渡致合戰、御敵追散候畢、

一 同廿一日、所々凶徒等打出下毛郡、燒拂高瀬以下之間、馳向酒手隈、御敵追散畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀應二年正月 日

進上 御奉行所 「承了(花押)」

三 河依(久恒) 範房軍忠狀案

(久恒文書 『編年大友史料』七)

豐前國河依(久恒)小太郎範房申軍忠事、

一 去年十二月廿三日、大將御下著當國以來、致宿直警固訖、

一 今年正月八日、屬飯沼兵庫介入道手、馳向長副(永添)、燒城郭、追放御敵畢、

一 同二十一日、釋源水凶徒、打出下毛郡、燒拂高瀬之間、馳向阪手隈、追散御敵、令破却兩城、是等次第、野依彈正忠貞輔、田口三郎同所合戰之間(所々)見知也、然(早)賜御判、備後

代證粗言上如件、

觀應二年正月 日

判

二 法華寺城

〈参考〉『豊前志』

（豊前志 『大日本地誌体系』四三）

法華寺城址

永添村にあり、小城源六兵衛重通、一説宗通、築きて子孫世々居りき、今も小城屋敷と云ふあり、

〈参考〉「豊前國古城記」

（八條家文書）

○法華寺城 同郡永添村

小城氏代々在城、白杵氏也、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

（八條家文書）

永添村ノ内 當國田川郡岩石山城主高橋三河守長幸ノ旗下小城源六兵衛重通居、

三 犬丸城

一 豊臣秀吉書状

（黒田家文書 『黒田家文書』一）

去十二日注進、昨日廿六日於大坂到来、披見候、墅中家来楯籠候犬丸城責崩、数百人討果、則首進上候、尤無比類被感思

召候、雖若輩候、入精候故、早速令誅伐候儀、神妙候、為御褒美御秘藏之御馬被下候条、可成其意候也、

（天正十五年）
十二月廿七日（花押）

黒田吉兵衛尉

とのへ

二 豊臣秀吉朱印状

（黒田家文書 『黒田家文書』一）

去十四日書状、昨日廿六至大坂到来、披見候、城井表付城丈夫申付、中豊前野中家来楯籠候犬丸城、吉兵衛尉取巻、則時責崩、数百人討果、首進上候、別而被悦思召候、吉兵衛尉雖若輩候、入精候故、早速令成敗儀神妙候、其方仕たるよりも満足^ニ可存と被思召候、為御褒美吉兵衛尉^ニ御秘藏之御馬被下候、相残^ニヶ所城、吉川、其外輝元人数申談取巻由、尤雖可為辛勞候、弥可入精候、次肥後面之儀、和仁・邊春城責崩壞、悉刎首候、彼一類首到来候、然者過半雖一篇候、御置目等為可被仰付、御人数弐万余来正月廿日被差遣候条、其刻以御一書可被仰出候間、存其旨、諸事可申付候也、

（天正十五年）
十二月廿七日（朱印）

黒田勘解由とのへ

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

犬丸村城址

元暦の頃、豊後緒方三郎惟伊繫の城を所々に築きし時、此の城をも築きて一族大神惟貞を置きき、天正十六年、犬丸民部一説、結城越中守、守りしが、黒田家より攻め落とされたり、今も構口と云ふ處あり、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○犬丸城 下毛郡犬丸村

元暦年中、緒方三郎惟伊、豊後より繫の城として所々に城をつき、一族大神惟貞をおく、その子孫世々に守る、天正十六年犬丸民部開城破却、

〈参考〉「覚(下毛郡城跡覚書)」

(八條家文書)

犬丸城

文治中 緒方三郎惟榮コレフサ築城 犬丸村

文治三年、頼朝・義経不和ノトキ、義経、緒方惟榮ヲ語ラヒタリ、此時惟榮、佐伯惟貞ヲ置キ、義経ヲ待ツ、結城越中守、天正十六年、黒田甲斐守長政ニ亡サル、

四 助部屋敷

一 永弘重幸宛文案

(永弘文書 『大分県史料』五)

當社^{下宮}○御燈油料所本自見之内、助^部□屋敷之^{任カ}□断絶之間、^{任カ}彼屋敷○荒野共□惣領助部次郎□^ニ申与候、然者有限濟物毎年六百文、同節料節曾奔走候て、御進止肝要候、如此申定候上者、至以後、不可有相違候、仍折紙如件、

永正十六年^{己卯}四月十六日

^{重幸}重 幸

「助部次郎殿」

二 永弘通忠書状案

(永弘文書 『大分県史料』六)

妙法寺將監方福光事、去年八月十九日以継宗御裁判、^入部候之由承及候ツ、十一月五日愚領本自見名之内、助部左馬^マ亮屋敷ヲ福光^ニ可混地之由、被申懸候之通、從百姓所到來候条、急度令啓候、彼地之事、當社御炊殿爲御灯油料□之条、去應永年中以來、公儀様御代^ト、忝家代^ト知行仕候、于今妙法寺方自由之違亂、以之外候之間、継宗爲可得御分別、先證五^{案文}通^{持進}之候、御下知如此候^云、御神慮^云、早^ト可預御心得候、委細猶北善左衛門尉方可被申候、恐^ト謹言、

十^{二カ}月十三日

通 忠

東伊与守殿

御宿所

三 永弘通忠書狀案

(永弘文書 『大分県史料』六)

當社御炊殿御灯油料所下毛郡内本自見名之事、去自應永年中御奉寄以來、至今公儀様御代々、忤家代々當知行内、助部左馬允屋敷之事、妙法寺將監方自去年押妨雖候、右地事御料所無紛事候間、某當知行仕候、然者福光之事妙法寺方存知候哉、去年八月十九日以繼(宗)御裁判被遂入部候ツ、其後(十一カ)月十五日愚領ニ以房之一分之儀可押霧之由、至百性(マ)被申渡テ、以使者書狀爲御料所之条、不可渡遣通申候處ニ、于今違亂之儀、誠自由之被申事候、仍爲御分別御寄附御判・御奉書案文五通持進候、如此御下知云、當知行云、旁以爲御心得申入候、猶万北善左衛門方(尉脱カ)可被申候、恐々謹言、

十二月十二日

東伊(マ)与守殿(兼五)

通忠

四 永弘通忠書狀案

(永弘文書 『大分県史料』六)

態令啓候、仍先度者爲繼宗卜御礼参候處ニ、預御懇意候、畏入存候、東御取命故候、仍本自見名助部左馬允屋敷事、妙法寺方違亂候次第、御料所當知行之次第、至繼宗以書狀申入候、然者彼在所立柄之事、於御尋者、助部方能コ可被申入候、就夫者、某當知行無相違様ニ預御裁判度候、悉皆可然様内可得御指南候、於巨細者、堅田使弥右衛門可申入候、頼存候、レ、猶万依御報可得其心候、恐々謹言、

十二月十二日(カ)

北善左衛門尉殿

通忠

五 永弘通忠書狀案

(永弘文書 『大分県史料』六)

態令啓候、仍先度者預御取合候、畏存候、仍某領本自見名之内、助部左馬允屋敷事、妙法寺方慮違亂候、其子細至繼宗申入候、御次之時者可預御心得候、於子細者、善左衛門可申入候旨之由候、頼申口、賀事、恐々謹言、

十二月十三日

蘭田主計允殿

六 東繼宗書狀

(永弘文書 『大分県史料』六)

(就)□妙法寺左近將監与助部左馬允申絡公事之儀、御領本自見御下知之證文五通、封裏預御披見候、御意之分、妙法寺方江申渡存□、重而可申入候、雖然彼助部左馬允、右屋敷、右之證跡無之候、然有者本自見之内、證跡預御披見候者、弥妙法寺方江可申聞候、於某者、兩方不存疎意候、可得御意候、恐惶謹言、

十二月十六日

繼宗(花押)

番長大夫殿
御返報

五 植野城（植野古城遺跡）

〈参考〉『豊前志』

（豊前志 『大日本地誌体系』四三）

植野村城址

宇佐郡記に、上野左衛門尉と云ふ人見えたり、この城主なりしにや、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

（八條家文書）

上植野 如水候ノ犬丸民部ヲ攻候陣城墟ナリ、

六 万田切寄（河原田城跡）

一 大友義統感状案

（大友家文書録 『大分県史料』三三）

在郡辛勞之儀、察存候、方角立柄之儀、至坂本備中入道・財

津讚岐入道申遣候間、被遂入魂、無油断才覚頼存候、将又從

豊前目如注進者、前廿四到廣津治部少輔抱之万田切寄取懸、即

時打崩、為始城督廣津式部少輔、不殘一人討果之由候、先以

大慶候、勝利之儀候条、為御存知候、猶重々可申候、恐々謹言、

九月廿六日 義統（大友） 在判

大神常陸入道殿

志賀常陸入道殿（續隆）

二 大友義統感状案

（大友家文書録 『大分県史料』三三）

至今度豊前表、從最前名代以出張、軍身殊去月廿四万田切寄打

崩候之刻、親類與力被官分捕高名、被疵粉骨之由、軍忠状遂

披見感悅候、雖無申迄候、倍可被勵馳走事可爲祝著候、恐々

謹言、

十月八日

太田九郎殿

義統（大友） 在判

三 大友義統感状

（北里文書 『編年大友史料』二六）

至今度豊前表從最前以出張、軍勞殊去月廿四万田切寄打崩候

砌、惟久（阿蘇）自身依被碎手、親類寄揆被官數十人被疵、粉骨之由、

軍忠状、銘々加披見候、寔忠儀無比類候、親父（北里）惟昌連々忠意

之覺悟、令顯然彌御頼敷存候、雖無申迄候、向後倍可預馳走事、

可爲祝著候、必以使節可申候、恐々謹言、

十月八日

北里次郎左衛門尉殿

義統（大友）（花押）

四 大友義統感状

（一万田文書 『大分県史料』九）

去月廿四下毛郡之内、問田切寄打崩之刻、分捕高名、殊前八宇

佐郡佐野切寄挫之砌、被疵粉骨之次第、旁以忠儀無比類候、

必追而一段、可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)
十月十一日
一万田市進殿

(大友)
義統 (花押)

(天正十一年)
十月廿八日
中嶋主殿助殿

(大友)
義統 在判

五 大友義統感状

(大友家文書錄 『大分県史料』三三)

今度豊前國発向之刻、從最前在陣、殊下毛郡万田切寄打崩候
砌、被官被疵之由候、軍勞之次第感入候、必追而一段、至其
方可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)
十月廿八日
野上民部少輔殿

(大友)
義統 (花押)

八 大友義統感状案

(大友家文書錄 『大分県史料』三三)

(今度豊前國)
□□□□發向之刻、自最前在陣辛勞、殊下毛郡万□□□候
之砌、被官秋台左京亮・麻生仁介被疵之由候、就中前^{十六}是
則切寄打崩候砌、郎從一人被疵候由、粉骨之次第、其方心懸
故候、感入候、必別而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)
十月廿八日
小田民部少輔殿

(大友)
義統 在判

六 大友義統感状

(財津永延蔵野上文書 『西国武士團關係史料集』八)

今度豊前國發向之刻、以野上治部少輔同心、在陣辛勞、殊下
毛郡万田切寄挫候砌、以刀打別而軍勞之段、感入候、必追而、
一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)
十月廿八日
野上紀右衛門尉殿

(大友)
義統 (花押)

九 大友義統感状案

(大友家文書錄 『大分県史料』三三)

今度豊前國発向之刻、以野上治部少輔同心、從最前在陣、殊
下毛郡万田切寄打崩候之砌、被疵之由□□□□之次第、感入候、
心取鎮、一段可賀之候、恐々□□□、

(天正十一年)
十月廿八日
義統 在判

七 大友義統感状案

(大友家文書錄 『大分県史料』三三)

今度、豊前國発向之刻、自最前在陣辛勞、殊下毛郡之内、万
田切寄挫之砌、其方事以刀打、別而被励粉骨之由、感入候、
何様取静、一稜可賀之候、恐々謹言、

一〇 大友義統感状

(「矢野厚男氏蔵平井文書 『大分の中世城館』一」)

今度豊前国発向刻、為無足從最前在陣、殊下毛郡万田切寄挫候砌、被疵之由、軍勞之次第、感入候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

十月廿八日

義統 (花押)

一一 大友義統感状

(大友家文書録 『大分県史料』三四)

今度豊前國発向之刻、從最前在陣、殊下毛郡万田切寄打崩候砌、被官被疵、僕從分捕高名之由、誠軍忠之次第感入候、必取鎮、至其方、一稜可賀之候、恐々謹言、

十一月廿八日

義統 (花押)

野上与次郎殿

一二 大友義統感状

(平井文書 『大分県史料』一三)

於今度豊前表万田・是則兩切寄、被打崩候之刻、以刀打、依勵粉骨、被鎧疵之由候、忠儀之次第、感入候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

十二月十三日

義統 (花押)

平井彈正忠殿

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大分県誌体系』四三)

萬田村城址

弘治の頃、小城源兵衛重通居りき、豊筑乱記に、大友家臣萬田参河守鑑實と云ふあり、天正の頃は此の人居りしにや、

七 是則切寄 (安松遺跡)

一 大友義統合戦打死頸手負注文一見状

(平井寛昭文書 『大分県史料』一一)

(花押)

天正十一年十月十六日、豊前國下毛郡是則切寄挫之刻、平井宮内少輔鎮郷親類被官、或分捕或戦死、被疵著到、加披見畢、

頸一 平井隼人佐

榎町縫殿助

衛藤玄番允

衛藤五右衛門尉

七右衛門

藤十郎

又右衛門

新右衛門

半介

以上

二 大友義統感状案（六一八号文書参照）

（大友家文書録 『大分県史料』三三）

（今度豊前国）
□□□□□□^{十六} 兇向之刻、……（中略）……就中前^{十六} 是則切寄打崩候砌、郎從一人被疵倣由、粉骨之次第、其方心懸故候、感入候、必別^而一段可賀之候、恐々謹言、

（天正十一年）
十月廿八日 義統 在判
小田民部少輔殿

三 大友義統感状

（大友家文書録 『大分県史料』三四）

今度豊前國兇向之刻、從最前在陣、殊前^{十六} 是□切寄挫候之砌、分捕高名被疵、内□^{同被官}兩人被疵之由、旁軍勞無比類候、感^{入候}□、必取鎮、一稜可賀之□、恐々謹言、
（天正十一年）
十月廿八日 義統（花押）
古後玄番允殿

四 大友義統感状（六一二号文書参照）

（平井文書 『大分県史料』一三）

於今度豊前表万田・是則両切寄、被打崩候之刻、……（中略）
……一段可賀之候、恐々謹言、
（天正十一年）
十二月十三日 義統（花押）
平井彈正忠殿

八 逢間屋敷（土屋敷遺跡）

一 万徳坊領田畠坪付惣帳

（到津文書 『大分県史料』二）

万徳坊領田畠坪付惣帳

當坊地 上下三ヶ所
……（中略）……

下毛郡大家・野仲両郷内今自見名之内

田地分

- 一所四段 竹下
- 一所二段 吉賀池
- 一所卅代 同 西迫
- 一所卅代 神田迫
- 一所二段 同 号橋本
- 一所卅代 自見 堂田
- 一所六段 熊本
- 一所二段 堂前
- 一所卅代 迫尻
- 一所一段廿 同 迫
- 一所六段 中林、此内 神在嶋森
- 一所八町 号本自見 一門不知行之間、坪付除之
- 一所三段 小澤
- 一所卅代 今自見 東迫
- 一所卅代 小井迫 在余田
- 一所三段 嶋蓋、此内之 号小深田 宮永
- 一所一段卅 下屋敷
- 一所二反 此内四ヶ所アリ、権次郎屋敷
- 一所二反 同 三郎五郎 屋敷
- 一所卅代 上野原入道 作
- 一所一段廿 尾崎 荒野
- 一所塩屋二面 東濱

畠地分

- 自見屋敷
- 一所 内八段、此内堀田アリ、外七段卅代
- 一所三段 後畠
- 一所六段 同 生阿屋敷
- 一所三段 同 孫三郎屋敷
- 一所卅代 烏帽子形
- ……（中略）……
- 右、注進如件、

文明十六年^{甲辰}二月廿五日

權律師盛宥（花押）

九 湯屋屋敷（福永城跡）

一 白河政世契約状

（湯屋文書 『大分県史料』二）

豊前國下毛郡下毛保福光屋敷三ヶ所・同畠地伍段^{（異字）福口}并寶塔院内田地五段^{号爪切}事

右彼所々者、政世重代相傳當知行無相違地也、而依爲近所、湯屋主計允殿奉預候畢、有限於納者以下者、堅任先例、可被到沙汰候、如此乍契約、某仁自然御沙汰候者、可改申候、仍爲後日状、如件、

應永八年^{辛巳}三月六日

白河 美濃守政世（花押）

二 湯屋固幸讓状

（湯屋文書 『大分県史料』二）

豊前國下毛郡湯屋名内

我々親にて候者重幸より固幸^ニゆつりあたへ候、清好^{（湯屋）}ゆつり渡田畠の事

一所三反卅代此之内畠地少あり、名田之内シンラキ、此内三

反^ハ段錢あり、

一所四反下毛保おち田、土貢ハマノハノムノ、

一所四反同こも田、定米貳斗四舛也、

一所居屋敷壹反廿代、

一所三反吉枝畠大豆三斗也、

以上此前、親にて候者よりゆつり渡分、悉々清好^ニゆつり渡申所實也、仍ゆつり状如件、

永正拾三年子丙五月十三日

湯屋主計允 固幸（花押）

「被^{（異字）}一見候畢、

永正十三年八月廿二日

（飯田重清） 「（花押）」

三 湯屋清好讓状案

（湯屋文書 『大分県史料』二）

豊前之國下毛之郡宇佐之宮弥勒寺御領下毛之保之内居屋敷田地坪付之事

一所參拾代湯屋三郎右衛門入道祐善居屋敷之事^{節料錢五拾文節合錢五十文三月ノ節句同おり物有之、}

盆御さい有之、ほかノ御つかい無御座候、

一所參拾代西蘭つきち、定米壹斗、

一所十代門芋畠^{（續之）}かと芋參十諸

一所四段大路田

一所四段薦田定米貳斗四舛

右、此前屋敷田地之事、祖父重幸より吾ら親にて候固幸^{（湯屋）}に被讓与候、然者對正阿弥清好讓与所實也、次^ニ御判貳通讓

状壹通相副渡進之候、仍爲後日讓状、如件、

天文五年申丙十二月十三日

（湯屋） 清好

四 湯屋名一跡田畠等坪付

(湯屋文書 『大分県史料』二)

坪付湯屋一跡田畠居屋敷等

(野仲鎮兼)
(花押)

宇佐御免田
一所參町

湯屋名田

下
口毛保之ハシツメ
一所三段

自作

同ヘタクウカキ
一所四段 畠地

同

金吉之内
一所壹町三段卅代 畠地

同

下毛保之内 五ヶ所
一所屋敷

自作

一所四段 田
シメノ給之内

一所壹町 宇佐喜多坊領

一所四段 御許山領

以上七町三段四十五代

天正十二年二月十三日

湯屋名田
家秀 (花押)

〔(裏書) 右坪付之前、遂披露被成 御判袖候、當郡御治世之時、以

御穿鑿上可被成御裁許、適々仰出之者候、任跡目爲下作職、
可被相拘之由、可申旨候、恐々謹言、

同日 兼家 (花押)

一〇 池永城

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

池永村城址

宇佐式佐、大貞社の薦池守に成りて代々守りき、天文の頃、池永筑後守房勝居る、天正十六年、黒田家此の城を攻めむとて、寒江堂を本陣となして、野村、栗山の両将は吹上坂寒江堂の南、より向ひ、井上、後藤の両将は金丸吹上坂の南、より向ひて攻め落す、城主池永左馬頭重則自殺しき、今も城屋鋪あり、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○池永城 同郡池永村
宇佐朝臣式佐といふもの大貞宮池守となりて代々守る、天正十六年破却、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

池永村ノ内 大貞大宮司池永左馬頭氏居、如水候ト黒田候ニ敵シ亡サルトモ云、鎮守ノ社今ニアリ、

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

（八條家文書）

池永城 池永村

城主池永左馬介重則天正十六年黒田甲斐守長政ニ攻メ亡サル、重則ノ子孫、大貞宮ノ大宮司タリ、城地ハ出世辨才天ノ社地ナリ、

一一 末弘城

〈参考〉『豊前志』

（豊前志 『大日本地誌体系』四三）

末弘城址

同村にあり、末弘主膳正行守りき、天正十七年、野仲兵庫、黒田家の命を受けて来り攻む、正行降りて城を渡しき、

〈参考〉「豊前國古城記」

（八條家文書）

○末弘城 同郡末弘村、末弘氏代々居、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

（八條家文書）

同村ノ内 津民村長岩城主野中兵庫頭鎮兼旗下末廣主膳正行居、

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

（八條家文書）

末弘城 後称古
城ト 永添村

城主末廣対馬守正行嫡子四郎大友方、天正七年、当国津民ケ主野中重兼一ニ領兼ニ降ル、正行一ニ主膳後剃髪シ城地ニ寺ヲ建立シテ妙玄、四郎ハ妙秀ト称シ、正行寺唱フ、城跡ハ正行寺ノ北ニ存ス、

一二 藍原屋敷

一 宇佐宮神官実世申状

（永弘文書 『大分県史料』三）

八幡宇佐宮神官實世謹言上、

欲早任傍例、仰御使、且被打渡下地於實世、且被行所當罪科、妙法寺彌三郎入道圓證違背興行御下知、令押領豊後國下毛郡麻生郷藍原屋敷貳ヶ所内北依一ヶ所事、

副進

一通 御下知 正和二年六月十二日

右屋敷二ヶ所者、野仲次郎太郎道雄押領之間、實世預興行御下知畢、而彼圓證令押領之條、招其咎歟、所詮御下知嚴重之上者、仰御使、被打渡下地於實世、爲被處處圓證於御下知違背罪科、粗言上如件、

文保二年五月 日

二 鎮西御教書案

(永弘文書 『大分県史料』三)

宇佐宮神官實世申、豊前國下毛郡麻生郷藍原屋敷事、訴状副具書如此、早可令明申之状如件、

文保二年七月十日

(北条随時)
遠江守 (花押)

妙法寺地頭代

一三 坂手隈城

一 土井種世軍忠状 (一一一号文書参照)

(成恒文書 『大分県史料』八)

筑前國土井兵衛五郎種世申軍忠事

一 去年十二月廿三日大將御下著以來、最前馳□□、致宿直

警固候畢、

…(中略)…

一同廿一日、所々凶徒等打出下毛郡、燒拂高瀬以下之間、馳

向酒手隈、御敵追散畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀應二年正月 日

進上 御奉行所

「承了(副具) (花押)」

二 成恒種定軍忠状 (一一二号文書参照)

(成恒文書 『大分県史料』八)

豊前國御家人成恒左衛門三郎種定申軍忠事

一 去年十二月廿三日大將御下著以來、最前馳參御方、致宿直

警固候畢、

…(中略)…

一同廿一日、所々凶徒等打出下毛郡、燒拂高瀬以下之間、馳

向酒手隈、御敵追散畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀應二年正月 日

進上 御奉行所

「承了 (花押)」

三 河依 (久恒) 範房軍忠状案 (一一三号文書参照)

(久恒文書 『編年大友史料』七)

豊前國河依(久恒)小太郎範房申軍忠事、

一 去年十二月廿三日、大將御下著當國以來、致宿直警固訖、

…(中略)…

一同二十一日、釋源水凶徒、打出下毛郡、燒拂高瀬之間、馳

向阪手隈、追散御敵、令破却兩城、…(中略)…然□(甲)

賜御判、備後代證粗言上如件、

觀應二年正月 日

判

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

坂手隈城址

藍原村にあり、此の城鶴居城とも云ふ、是は城址の下に鶴市社あるを思へば鶴市を訛れるなり、藍原左京亮築きて子孫世々居りき、今も其の跡存れり、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○鶴居城 同郡藍原村
藍原何某代々居、藍原氏ハ紀氏也、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

藍原村ノ内 藍原右馬允居、

〈参考〉「覚(下毛郡城跡覚書)」

(八條家文書)

坂手隈城 藍原村

城主藍原新左衛門^{大友}天正七年長岩城主野中兵庫重兼^{島津}降
参、

一四 上伊藤田城

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

上伊藤田村村城址

伊藤田甲斐守義忠居城、今も城が内、城の本、城出谷と云ふ
田の字あり、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○草場城 同郡伊藤田村
草場氏居城、大友家臣也、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

上伊藤田 草場山城アリ。應永年中平賀小三郎盛春居候、八
代ニシテ伊藤田甲斐守義忠ニ至リ、天正中黒田候ニ亡サル、
城墟今ハ畑トナル、一二草場ヲ氏トス、

一五 下伊藤田城

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

下伊藤田村村城址

犬丸民部居城、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

下伊藤田 犬丸民部居候、

一六 福嶋佐渡守切寄 (田丸城跡)

一 大友義統感状

(成恒文書 『大分県史料』八)

今度賀來安藝守・福嶋左馬助申談、睨令籠城、勵軍忠之由候、感入候、既其堺属案中候之条、弥取鎮可加扶持候、猶田原

近江入道可申候、恐と謹言、

三月廿二日

義統 (花押)

成恒越中守殿

二 大友義統感状

(賀來八太郎文書 『大分県史料』八)

賀來安藝守・福嶋佐渡守書状具加披見候、然者、野仲兵庫頭至兩切寄違亂深重之段、折と注進到來之条、鎮兼江度と雖申遣候、無其實之由候間、重と差遣檢使可申理覺悟候、可被得其意候、諸鄉行之儀、近と可加下知候之条、其間之儀堅固之地躰、弥可勵馳走粉骨事專要之由、能と可被申聞候、近年佐渡守・安藝守忠貞之次第、争可有御忘却候哉之条、寄と御入魂簡要候、委細用口上候之趣、猶浦上長門入道可申候、恐と謹言、

八月廿八日

義統 (花押)

田原近江入道殿

三 大友義統感状

(蠣瀬文書 『大分県史料』八)

今度從最前、賀來安藝守、福嶋佐渡守申談、睨令籠城、折と軍勞粉骨之次第、今以馳走無油斷之由候、感入候、必取鎮、追而可賀之候、恐と謹言、

卯月廿九日

義統 (花押)

蠣瀬次郎殿

四 大友義統感状

(成恒文書 『大分県史料』八)

今度、從最前、賀來安藝守、福嶋佐渡守申談、睨令籠城、折と軍勞粉骨之次第、今以馳走無油斷之由候、感入候、必取鎮、追而可賀之候、恐と謹言、

卯月廿九日

義統 (花押)

成恒越中守殿

五 豊臣秀吉朱印状

(黒田家文書 『黒田家文書』二)

去十二月廿八日書状、今日十九日於京都到来、被見候、仍賀來・福嶋討果、則頭分首上進、尤珍重被思召候、誠其方兩人抽粉骨故、早速属平均段、手柄共候、毛利右馬頭至馬岳寄陣、吉川藏人・福原式口少輔・熊谷豊前守・渡邊石見守別而入精之由、感入候、右之者共へ被成御朱印候条、猶得其意、可申聞候、次城井事、中国衆申様在之由候、能と相究、重而可到言

上候、度々如被仰遣候、肥後雖一篇候、猶以被入御念、御置目等被仰付、其外知行等為可被成御糺明、明日廿日、四国之者共・浅墅彈正少弼・加藤主斗頭・小西撰津守以下式万余被差遣候条、各遂相談、其国置目等可申付事、專一候也、

(天正十六年)
正月十九日 (朱印)

(孝高)
黒田勘解由とのへ
森吉岐守とのへ

〈参考〉『豊前志』

田丸城址

(豊前志) 『大日本地誌体系』四三

福島村にあり、天慶の頃、藤原純友を征伐の為に、福島四郎長久築き、天文の頃、深水兵庫介景氏居る、天正十六年、城主福島佐渡守黒田家より攻め落されたり、今も本丸、附城など云ふ田の字あり、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○福島城 同郡福島村にあり、福島氏代々居る、純友退治のため福嶋四郎長久下着して城を築く、田丸の城とも称す、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

福島 城主不知、城墟ハ田トナル、黒田家ニ敵シ亡サルトカ、

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

(八條家文書)

福島城 天慶三年小野好古築城 福島村

天慶三年、朝廷、小野好古ニ命シテ藤原純友ヲ退治セシム、大将好古、豊前ニ下リシトキ、福島四郎長久ヲ置ク、天正十六年、佐渡守ノ時ニ至リ、豊臣ノ命ニ従ハス故ニ黒田甲斐守長政ニ攻ラレ降参シ、剃髮シテ祐了ト号シ寺号ヲ長久寺ト称ス、凡六百五十年間居城、

一七 賀来安芸守切寄（大幡城跡）

一 田原親家感状

(成恒文書) 『大分県史料』八

就便宜染筆候、仍去冬以來忿亂不及是非候、從最前、至賀来安藝守切寄差籠、別而被勵軍忠之通、無比類候、然者爰元御衆評半候間、弥無油断御心懸肝要候、御行之様子追々可申遣候、委細口上ニ相合候、恐々謹言

(天正七)
十一月一日
(田原)
親家 (花押)

(鎮直)
成恒越中守殿

進之候

二 田原親家書狀

(成恒文書 『大分県史料』八)

今度其表敵現形候之刻、至賀來安藝守切寄被差籠、別而被盡粉骨之段承及候、寔御忠貞之次第、不及申候、爰元御出勢之儀、火急之御議定候之条、其間之儀無緩様、同陣衆可被申談事專一候、殊 御感深重之趣、追々以 御書可被仰出之由候間、弥被得其意、可被勵貞心事、肝要候、何様一稜取合不可有餘儀候、恐々謹言

十二月廿七日

成恒越中守殿

御陣所

親家 (花押)

三 田原親家書狀

(賀來惟義文書 『大分県史料』八)

雖今度惡黨現形候、其方事以順儀之覺悟、切寄取誘、堅固被相支候、誠忠貞無比類之趣、別而御感之段、被成遣御書候、尤珍重候、然者到妙見岳、不日御加勢衆被指立候条、弥以親類中被申談、可被竭粉骨事肝要候、何様一稜可被成御扶助之通、能々相心得可申旨候、爲御存知候、恐々謹言、

十二月廿七日

賀來安藝守殿

親家 (花押)

四 大友義統感狀

(成恒文書 『大分県史料』八)

至賀來安藝守切寄、睨籠城、忠意之次第感入候、既近々出勢之条、安藝守申談、可被勵貞心事肝要候、於靜謐者、何様一稜可成其感之趣、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、

二月八日

成恒越中守殿

義統 (花押)

五 大友義統感狀 (二六一一號文書参照)

(成恒文書 『大分県史料』八)

今度賀來安藝守・福嶋左馬助申談、睨令籠城、……(中略)……猶田原近江入道可申候、恐々謹言、

三月廿三日

成恒越中守殿

義統 (花押)

六 田原親家感狀

(成恒文書 『大分県史料』八)

今度、自他國宗徒之者共、雖構未練候、從最前無變化、到賀來安藝守切寄差籠、軍勞之趣、無比類候、殊去月廿八、西目惡黨現形之刻、於仲津河表、別而被碎手之通案中候、何様紹忍申談、一稜可顯其志候条、此節弥可被抽大忠事肝要候、恐々謹言、

閏三月五日

成恒越中守殿

親家 (花押)

七 大友義統感狀（二六一二号文書参照）

〔賀來八太郎文書 『大分県史料』八〕

賀來安藝守・福嶋佐渡守書狀具加披見候・然者、野仲兵庫頭至兩切寄違亂深重之段、…（中略）…委細用口上候之趣、猶浦上長門入道可申候、恐々謹言、

八月廿八日 義統（花押）

田原近江入道殿

一〇 田原紹忍感狀

〔成恒文書 『大分県史料』八〕

去七日、至統直切寄、鎮兼衆成行候刻、懸合、終日遂防戰、被得勝利段、尤珍重候、殊手火矢高名之次第承及候、乍案中、粉骨無比類候、何様於向後不可有忘却、倍御心懸憑存候、恐々謹言、

卯月九日 紹忍（花押）

成恒次郎殿

八 大友義統知行預ヶ狀

〔成恒文書 『大分県史料』八〕

今度、西郡惡黨現形之刻、以順儀之覺悟、至賀來安藝守切寄差籠、毎日防戰粉骨之由、感入候、然者下毛郡之内拾町分、加扶持候、可有知行之趣、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、

十月二日 義統（花押）

成恒越中守殿

一一 大友義統感狀（二六一三号文書参照）

〔蠣瀬文書 『大分県史料』八〕

今度從最前、賀來安藝守、福島佐渡守申談、睨令籠城、…（中略）…追而可賀之候、恐々謹言、

卯月廿九日 義統（花押）

蠣瀬次郎殿

九 大友義統感狀

〔成恒文書 『大分県史料』八〕

賀來安藝守同前、長々軍勞忠意之次第、無比類候、殊重々西目之惡黨浮出之刻、合戰碎手之故、其方郎從善五郎被疵之由、忠儀感入候、必追而可賀之趣、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、

十月廿七日 義統（花押）

成恒越中守殿

一二 大友義統感狀（二六一四号文書参照）

〔成恒文書 『大分県史料』八〕

今度、從最前、賀來安藝守、福嶋佐渡守申談、睨令籠城、…（中略）…追而可賀之候、恐々謹言、

卯月廿九日 義統（花押）

成恒越中守殿

一三 大友義統感状

(成恒文書 『大分県史料』八)

度々如申候、於賀來安藝守切寄遂籠城、折々軍勞之次第、感入候、弥可被抽忠意事、此節候、何様取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(義統) 天正九年
十月五日

成恒越中守殿

(大友) 義統 (花押)

一四 大友義統感状

(蠣瀬文書 『大分県史料』八)

度々如申候、於賀來安藝守切寄遂籠城、折々軍勞之次第、感入候、弥可被抽忠意事、此節候、何様取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正九年) 十月五日

蠣瀬次郎殿

(大友) 義統 (花押)

一五 豊臣秀吉朱印状 (七一五号文書参照)

(黒田家文書 『黒田家文書』一)

去十二月廿八日書状、今日十九日於京都到来、被見候、仍賀來・福嶋討果、則頭分首上進、尤珍重被思召候、……(中略)……各遂相談、其国置目等可申付事、專一候也、

(豊臣秀吉) 天正十六年
正月十九日 (朱印)

(孝徳) 黒田勘解由とのへ

森耆岐守とのへ

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

大畑城址

賀來村にあり、元暦の頃、平家を撃たむとて源義経築きき、後、緒方の一族賀來次郎惟興城主となりき、惟興より廿二代安藝守統直、黒田家より攻められて、城の裏門より出でて豊後に奔らむとせしを、秣大炊幕峰に兵を伏せて討ち取りぬ、跡に三宅三大夫を城番としき、此の城東に黒水あり、西に三角池ありて要害よき城地なり、今も付城、外堀など云ふ田の字あり、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○大畑城 同郡賀來村にあり、元暦年中、平家追伐のため、義経公此城をつき、しはらく在城す、其跡に緒方か一族加來次郎惟將在城し加來氏と称し代々居城す、天正十六年破却、

〈参考〉「覚(下毛郡城跡覚書)」

(八條家文書)

大畑城 文治三年 加來次郎惟興築城 加來村

城主加來惟興、文治ノ比、緒方三郎惟榮ニ属ス、天正十六年、統直ノ時ニ至リ、豊臣ノ命ニ従ハスシテ黒田甲斐守長政ニ亡サル、惟興ヨリ統直マデ二十二代ニシテ亡

一八 佐智屋敷

一 永弘光世番長職等讓状

(永弘文書 『大分県史料』四)

(宮成公佐カ)
(花押)

讓与 宇佐神主榮佐所

當宮番長職并所と御供米御米米免豊前豊後兩國神領當知行地一所不殘所と事、

…(中略)…

一所くすの木の屋敷但半分ニおいてハ先年宮成ニ寄府申候了、

堺事ハ中ニ大榎木二三本あり、其より西ニ井アリ、并之也上下を

本ニ定、中間者淨居庵敷地也、其より佐智大膳居屋敷ノ戊亥

のすミ畠地一反廿者、貴船御敷地として光世當知行也、同佐

智大膳當時之屋敷□屋敷も同光世當知行也、「五反擦酒□」

一所秋吉口之今の居屋敷以下散在之田畠ゆつりわたし、一所

を不殘惣領神主榮佐永代知行不可有相違者也、但秋吉口の

いまの光世か居屋敷事ハ、壱うは十九房ニ可讓也、但彌三

郎榮佐めいニそむぎ、人たらさらんニハ不及是非候、仍爲後

日讓状如件、

正長元年八月十一日

權擬大宮司光世 (花押)

※刊本「しゝ」とよむ。

二 忠寬書状

(永弘文書 『大分県史料』四)

御炊殿御菜免畠地五段之事、御押妨之由、永弘式部方被申候、如何躰之儀候哉、御支證等御所持候者、早と有御出帶、可被仰明子細之段、自私可申之由、是非不承候て、以事次授承候、無勿躰候、佐智屋敷事ハ御支證先日披見申候之間、致成敗候、又光隆寺領高岩木事ハ、當寺へ尋遺候、依返事自是可令申候、委細尚使者可被申候、恐と謹言、

興巻 文曆十二 十一月三日

忠 寬 (花押)

永弘式部殿 御返報

三 宮成公高書状

(永弘文書 『大分県史料』四)

以上

如仰細と可申通候之處、無指題目候儘、乍存候、於心中非疎略之儀候、兼亦就佐知屋敷之事、□幸公也へ被仰候子細共候ける、今程惣別公事等可存知候、何も御可十然様以下札紙御談合候する事肝要候、恐と謹言、

興巻 口明十三年 十一月十五日

公 高 (花押)

永弘式部殿 御報

一九 さやの上本屋敷

一 諫山道秀下作職売券

(成恒文書 『大分県史料』八)

豊前之國下毛郡諫山郷末弘名之内田嶋崎荒野之事

右荒野者、成恒助七方下作職望被申候間、領掌申候、四至限

東田ヲノホリ、限南左屋ノ上本屋敷土根、限西田縁下、限北得永方知行土根、此内貳

町伍段下作職事、毎年加地子參百文を弁て、同壹年ニ貳度致

宮之番候之間、成恒弘種方ニ、限永代去預渡所實也、若定加

地子、同宮番無沙汰候者、何時も改下地被申候、此外諸御公

事ハ止本名置候、如此定而申上者、諫山爲子孫、一口之儀を

不被申候也、仍爲後日状、如件、

正長元年八月十三日

(兼出)
道秀 (花押)

二 諫山いやくり等連署下作職契約状

(成恒文書 『大分県史料』八)

けいやく申

ふせんのくにしもつけミけのこほりいさやまのすへひろミ

やうの内、たしまさきのくわうやに丁五反けさくしきの事

四はう、ひかしハかきゆたはた、ミなみハかきるかきやね

にしハかきてたはたくたりさやの上のほんいやしきの

つちねとり、きたハかきるとくなか方ちきやうふんの

つねとをり

右くわうやハ、いやくりせんそさうてんたうちきやうさうい

なきちなり、しかるをいまこゝろさしあるニよて、なりつね(加地子)のすけ七方ニ、けいやく申ところしつなり、たしかちしおお

いてハまいねん三百文、一ねんニとのミやはんけたいなくそ

のさた候て、しソんクいたるまて、ちきやうあるへく候、

このほかまんソうくうし、ほんミやうニとメをき候、かや

うにさた申うへハ、いやくりのしそんとして、このちにいら

んわつらいを申人いてきたり候ハ、宮はん申候て、さいく

わニ申さた候へく候、よてこうせうのため之状、くたんのこ

とし、

ゑいきやう二ねん八月廿二日

(異書)
ミちさね (花押)

いさやまの与二郎

いやくり (花押)

(説理)

此条見及了、

(野世)
清道 (花押)

(野世)
弘道 (花押)

(野世)
盛道 (花押)

令存知了

成つね助七殿

三 諫山道實等連署下作職契約状

(成恒文書 『大分県史料』八)

ふせん國下つミけのこをりいさ山のかうすゑひろ名内上

たしまさき口くわやの事

右のくわやハ、なりつねのすけ三二郎方、下さくしきの事の

そみ申候間、りやうしやう申候上^ハ、四方ひかしをかきるたはたのほり山^ハたいとう^ハ、ミナミをかきるおうさこのたにのほり、おうミ^ハねをくたり、にしをかきるいけよりにしのミ^ハねをくたり、木^ハたをかきるたはたくたり、さ^ハやの上のほんやしき下つちねとをりむろかきまで、此内のさや・くわ^ハや^ハ、もりたね^ハゑいたいをかきつてけいやく申候、まいねんかち^ハし二百文の事^ハ、十月ちう^ハニミしんけたいなく御きたあるへく候、又^ハいさ山^ハニわまの木ひ^ハやうなん^ハと候する時^ハ、なんときもほんそうあるへく候、その上ま^ハんさうくうしいの事^ハ、ほんみやうと、めをき候、かたのことくさため申候う^ハ、道實のし^ハそのなかより、いらんわつらい申候物いてき候^ハ、くわ^ハうへ申、さいくわに申をこなれ申^ハへく候、もし又御ふさた候する時^ハ、此状旨^ハニまかせ、あらため申^ハへく候、將又申候、い^ハかにも一みとうしん^ハニ申うけ給候へく候、よてけいやく状、くたんのことし、

永享十一年八月十日

道實(花押)

女子(花押)

なりつねすけ三二郎殿

いさ山与二郎

四 諫山道實等連署下作職契約状

(成恒文書 『大分県史料』八)

豊前國下毛郡諫山郷末弘名之内田嶋崎荒野之事

右件之荒野者、成恒助三次郎方、下作職事望申候間、領掌申

候上^ハ、四方限東田はたのほり山大道、南限大迫の谷登り大峯尾下り、西限池^ハ西ノ峯尾下り、北限田はた下り道祖ノ上ノ本屋鋪下土根通り室垣迄、此内荒野者、盛種^ハ永代を限而契約申候、此上^ハ神職并^ニ毎年加地子貳百文之事者、十月中^ニ未進無懈怠、御沙汰可有候、諫山^ハ兵難候時者、可有本走候^マ、其上ま^ハんさう^ハ公事者、本名^ハ止置候、如此定申上者、道實子孫之中^ハ違亂煩申者出來候^ハ、公方へ申、罪科可被申行候、若御無沙汰候時者、此状之旨^ハニまかせ、改可申候、仍而契約状如件、

永享十一年八月十日

諫山与二郎
道實(花押)

女子(花押)

成恒助三次郎殿

二〇 田嶋崎屋敷(田島崎城跡)

一 岩武宗忠・山田宗高連署奉書

(成恒文書 『大分県史料』八)

諫山修理進道治^与相論地末弘名内田嶋崎島地屋敷荒野等并上田嶋崎山野等事、就諫山方^ハ申議^ス以前御一筆共雖御遣候、理非一段洩底不被相決子細候之間、兩方被召出之支證等御披見之處、彼地事、本役定錢兩所分^ニ五百文、并年中宮番内二ヶ月分致其沙汰可相拘之由申定之、盛種^ハ賣渡候證跡明白也、其後彼本役錢五百文宮番等事、重而賣渡之支證在之、雖然此本役錢宮番事者、以和与之議道治^江有其沙汰之、於下地可被

相拘之由、被加御異見之處、諫山方無承引候之間、於已後者、不可有御綺之由、被仰付之、然者如己前可被相拘之、道治三州様又者就誰と申候共、此分御異見候之處、無承引之由、何方へも可有御申之通、御定候、巨細猶兵庫允方^仁被仰出候間、可被申候、恐と謹言、

文明十五
卯月廿五日

山田新左衛門尉
宗高 (花押)
岩武大炊助
宗忠 (花押)

成恒三郎左衛門尉殿

二 成恒種秀讓狀

(成恒文書 『大分県史料』八)

讓与

在豊前國下毛郡諫山郷田口村田畠等所從之事

一所田嶋崎荒野上下屋敷畠地

一所西田口内禰はす垣名小なら田壹丁

一所時元名内はたい本四段・小原垣四段

一所富永名内草原八段内、四段禪講院寄進

一所今行名内かしい原貳段卅代・同畠地貳段

一所時元名内用作畠壹段・石河口依壹段

右件田畠屋敷山野^{并マ}、普代相傳封民等之事、種秀嫡子助七氏道^仁、

限永代所讓渡實也、至子と孫と不可有知行相違者也、次第相

續支證等、永椿讓狀相副上者、他煩不可有候、此内屋敷畠地、

弟丸・宮徳丸・宮市女思宛在所、讓狀之前不可有相違候、若

當所^ニ不慮御公事出來候者、永椿之被讓渡兄弟、各こ以合力、

一味同心^ニ可被申明者也、仍爲後日讓狀、如件、

明應五年^{丙辰}六月一日

成恒兵庫助
大蔵 種秀 (花押)

三 成恒永椿讓狀

(成恒文書 『大分県史料』八)

讓与

豊前之國下毛郡諫山之郷御 神領末弘名之内田嶋崎山野畠

地屋敷等之事

右件地者、親にて候成恒兵庫助弘種^マ依法名永昌、以次第相

續永椿當知行無相違地也、於四至境者、前と状見候間、不能

一二候、然今嫡子兵庫助種秀^仁、限永代讓渡所實也、此内弟

にて候者共^ニ思充候在所者、無違亂扶持候て、自然當所^ニ不慮

御公事出來候者、随分限有合力、支配無他妨、至子と孫と迄、

不可有知行相違候者也、仍爲後證讓狀、如件、

長享貳年^{戊申}六月廿六日

成恒盛種
永椿 (花押)

成恒兵庫助殿

四 成恒氏種讓狀

(成恒文書 『大分県史料』八)

讓与

在豊前國下毛郡諫山郷田口村田畠山野所從之事

一所田嶋崎荒野上下屋敷畠地

一所西田口内ねはす垣名田小なら田壹町

一所時元名之内はたい本四反小原垣四段

一所富永名内草原八反内四段禪構院ニ寄進

一所今行名内加志井原貳反卅代同畠地貳反

一所時元名内南作畠壹段石河口ノ依壹段

一所石河東ノヨリ貳反、同西ノヨリ貳反

一所はたい本用作田三反 一所ハタイモト時元分一反

一所下用作口ノヨリ貳反 一所下用作山本分一反

下毛ノ内此内一反禪 瑞雲寺橋下

一所松ノヘ壹反寺院 寄進 一所五反此内貳反下世一期過候者 可有進退候、

一所貳反野仲殿分ウチワラ 一所山後迫壹反

一所タナカキ畠卅代 一所久保畠壹反南垣壹反廿代

一所壹反有安畠 一所小路垣一反野仲殿分 正興寺前

一所森ノ上壹反 入江名 一所時元名屋敷

スケタウ貳反 ゆの木田壹反卅代

セイノウ卅代 畠地卅代

一所庄屋ニ敷 平ノ畠壹反廿五代

垣副壹反畠 立深田貳反廿五代

下用作壹反 青生田壹反

已上

右件田畠屋敷山野等并普代相傳封民等事、氏種嫡子助七清種限永代、所讓渡實也、至子ニ孫ニ、知行不可有相違者也、次第相續支證等ニ相添種秀讓狀上者、不可有他妨、若當所ニ不慮御公事出來時者、各ニ相隨其分限、以合力一味同心ニ可被申明者也、仍爲後日讓狀、如件、

天文拾年辛丑十二月十三日

成恒雅樂助 氏種 (花押)

五 田原紹忍親賢安堵状

(成恒文書 『大分県史料』八)

其方居屋敷田嶋崎事、野仲鎮兼被申儀候哉、既防家(成恒)已來百五拾年無相違知行候上者、令以違亂、太無謂候、殊鎮直事(成恒)、連ニ馳走忠儀之次第、雖非失念候、依無相應之地、終不令扶助候、況於數代之居屋敷等者、向後鎮兼被申子細候共、不可有承引候、爲存知候、恐ニ謹言、

天正四年 八月十六日

(顯直) 成恒越中守殿

紹忍 (花押)

六 野仲鎮兼充知行行坪付

(成恒文書 『大分県史料』八)

(野仲鎮兼) (花押)

坪付

一所居屋敷 田嶋崎代々 當知行

一所貳町六段拾代實德時元 大石寺當知行

一所壹町口傳有之 稻男散在丸林 荒野

以上

天正拾四年拾貳月廿三日

(顯直) 成恒越中守殿

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

田島崎城址

成恒村にあり、正長元年、成恒近江守種隆築きて世々居りき、佐々木三郎大夫朝綱の嫡流なり、城は天正十六年破却しき、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○田島崎城 同郡成恒村

正長元年、成恒近江守種隆此城をつき、代々居る、佐々木三郎大夫頼綱か嫡流にして代々惣斗家へ属す、天正十六年より破却、

二二 成恒越中守切寄 (田島崎城跡)

一 大友義統感状

(成恒文書 『大分県史料』八)

今度、西表之悪黨令現形候之處、其方事、切寄取誘、別而抽軍忠之段、田原近江入道注進到來候、感入候、雖無申迄候、弥可勵粉骨事、可爲喜悅候、必取鎮、一稜可申与之趣、猶紹忍可申候、恐々謹言、

(田原) 八月卅日

(大友) 義統 (花押)

(領直) 成恒越中守殿

二二 築地切寄

一 野仲鎮兼知行預ケ状

(内尾文書 『編年大友史料』二五)

今日十五、至田口表、築地両切寄之者共、相銘候之處、最前懸合、分捕高名之次第、寔無比類候、然者、一町坪付別在之預進之候、全有知行、弥可被勵戰功状、如件、

(天正) 十月十五日

(野仲) 鎮兼 (花押)

内尾藤太郎殿

二 大友義統書状案

(大友家文書録 『大分県史料』三三)

至築地村切寄、以名代勤番之由、辛勞感悅候、彌可被勵馳走事肝要候、猶田原新九郎(親家)可申候、恐々謹言、

(天正) 十月廿六日

(大友) 義統 在判

飯田但馬入道殿

三 大友義統知行預ケ状

(成恒文書 『大分県史料』八)

其表亂忿已來、田原近江入道以同心、忠意之覺悟感悅候、殊至築地切寄令籠城、軍勞之次第不及申候、弥馳走肝要候、仍上毛郡之内成恒名拾町分之事、預遣之候、可有知行候、雖然、向後入組共候而、差合儀於有之者、其刻可相理之趣、猶紹忍可申候、恐々謹言、

〔異巻〕
〔天正九〕
十二月十三日
成恒越中守殿
〔彌直〕

〔大友〕
義統（花押）

二三 田口切寄

一 野仲鎮兼知行預ケ状（二二一号文書参照）

〔内尾文書 』編年大友史料』二二五）

今日十五、至田口表、築地両切寄之者共、……（中略）……弥
可被勵戰功状、如件、

〔野仲〕
十月十五日
鎮兼（花押）
内尾藤太郎殿

二四 地神城（岡崎城跡）

〈参考〉『豊前志』

〔豊前志 』大日本地誌体系』四三）

地神城址

田口村にあり、田口氏世々居りき、今も城山と云ふ、

〈参考〉「豊前國古城記」

〔八條家文書〕

○地神城 下毛郡田口村 田口氏代々居、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

〔八條家文書〕

西田口 城主不知、清水寺山ノ内二三ノ丸跡アリ、

二五 三重城

〈参考〉『豊前志』

〔豊前志 』大日本地誌体系』四三）

三重城址

田口、秣両村の境にあり、田口太郎右衛門居城、

二六 下深水城（ズリヤネ城跡）

〈参考〉『豊前志』

〔豊前志 』大日本地誌体系』四三）

下深水村城址

建久七年、宇都宮宗房の四男深水伊賀守興房築きき、天正
十六年破却す、今、田の字に代官屋鋪、具足田など云ふあり、

〈参考〉「豊前國古城記」

〔八條家文書〕

○深水城 同郡深水村

建久七年、宇都宮宗房四男深水伊賀守興房、此城をつく、天
正十六年破却、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

下深水 深水修理居、

二七 土田城

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

土田村城址

野仲兵庫頭の抱城にて、百富河内守守りき、今も城が鼻、城が尾と云ふ田の字あり、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○土田城 つちたしろ 同郡土田村

野中抱城、百留河内守在城、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

土田 城主不知、本丸、二、三ノ丸モアリ、

二八 白米城 (平田城跡)

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

白米城址

平田村にあり、黒田家臣栗山大膳の番城なり、今も城口、城後、本丸、西丸と云ふ畠の字あり、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

平田 如水候持ニテ栗山大膳番城ナリ、今ハ畑トナル、

二九 万代城・福土城 (馬台城跡)

一 屋形宗諸軍忠状

(屋形米二郎文書 『大分県史料』二)

一見了 (大内義隆)
「一見了 (花押)」

屋方中務丞宗諸謹言上

欲早給 御證判軍忠状事

一去年九月八日以來万代平令在城、雖爲少分限、以具足十領
遂在城馳走事

一去年十二月八日夜敵付寄外矢倉之時、同名和泉守倅者宗諸
倅者聞付、御城内相催、則敵仕退消火事

一去正月八日杉七郎重信人數動之時、於御城麓河口矢軍之時、

同名忠兵衛尉父子被矢疵事

以上

右此等之趣、宜預御披露候、

(異筆)天文式

二月十三日

(屬形)
宗諸 (花押)

野中五郎殿

二 大内家奉行人連署書狀

(惠良文書 『大分県史料』八)

妙見岳・万代両御城置物并御城衆等、被所見、銘々以目錄注文言上令披露、被成御心得候、置物朽損分等之事、重而可被仰出之由候、次仲間弥左衛門尉事者、至爰元参上候、可被得其心之旨候、恐々謹言、

(天文二十一年)

卯月二日

(杉)
重矩 (花押)
(實)
隆仲 (花押)

惠良右馬允殿

三 大友家加判衆連署書狀

(佐田文書 『編年大友史料』二〇)

野仲十郎(鎮兼)以現形、豊田(隆雄)對馬守令生害、萬代城乘執之段、御注進之趣則令披露候、時宜無御心元被存、至防州急度被進飛脚候、彼依御返事、諸堺目之儀、堅可加下知之由候、御兩家御(大友 大内)一跡之儀候條、爰許聊不被存緩候、可御心安候様体節々承、可得其意候、恐々謹言、

(弘治三年)

二月廿九日

(白木)
鑑續 (花押)

佐田彈正忠殿(隆居)

御報

(田北)
鑑生 (花押)

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

福土村城址

城主未詳、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

福土 同、(城主不知)

三〇 津久江城 (築久江城跡)

一 野仲鎮兼一跡安堵狀

(小友田文書 『大分県史料』二十六)

小友田筑後守事、先年津久江城一乱之時、雖令届、依無實子一跡之儀、对他人宛行畢、然処右筑後守息女与李三郎以相家篇、名字相統之儀後家佗言之段、無余儀候、必追而可加扶助候、先以任望之旨、小友田又三郎兼賀成遣狀、如件、

永祿七年八月廿八日 鎮兼(野仲) (花押)

小友田又三郎殿

三二 雁侯城（雁股城跡）

一 野仲鎮兼書状

（友枝（内尾）文書 『豊前市史』中世文書編）

返々、第一普請手堅候て専一候、以其上既^ニ可被立用^ニ被相濟候上者、万覚悟之心得候て被申付、自然敵取懸候者、界分と待懸候様、可被取調候、今日も一人可差下覚悟候処、兼増^方一兩日候て可存候と申候間、用一書候、せかて^く普請之体見せ可申候、

一天下者取かけ候も、相構而^口叶松退候ましくと^口時も各地盤里、弥可頼候、夜を日繼而普請専一候、毛頭手薄の処候てハ、敵方之覚見聞不可然候、さて^く城にかゝり候、こ^とく不明^ニ未練可被 外聞候、返々其表之段、長岩・雁侯愈不慮^ニ成行候共、廿日廿日可相支候、兼日よりの地盤專一候、如比^ニ候へは無^口候、さて^く敵表^方火矢之用ハ、是又見及可被申付候、何年も事様候へハ、時宜相替候、其時之覚悟今日と入事候、委細用口上候、

其表普請其外覚悟之趣、尽重筆、兼増迄申達候、定而可申下候哉、五月雨時分^ニて其許辛勞察申候、併弥手堅被取調候者、可為祝着候、別而憑申候、

一土佐井、友枝衆万端心懸之段、無比類候、自今以後方角衆之儀、何様外聞可然様^ニ可申談候ハ、其節諸事預馳走、縦敵以猛勢取懸候共、少も無氣仕相支候之様、才覚専一候、菟角普請ならてはに候、

一桂林庵表普請専^一候、自然敵之身かへし^ニ、其度木竹の悉切取候ハ、叶松之諸矢藏手火矢覚悟第一^ニ可被申付候、今度諸^口之仕合頼及候時者、構者幾重^ニても多勢取汲候刻、用^ニ不立之由候、堀なくてハ刃之口元也、右之表山つゝき葉之内^ニ取上候者、ハくしそ見及候て、随分可然様^ニ普請専一候、殊仙光寺表之儀、雖無申迄候、普請不可有緩候、敵いか体之行候共、外^ニきつかいなきやうに調肝要候、

一城下不差構共^ニ内小屋 とかせ候て可存候、手浅者所々敵^方火以下付候へハ、城中之儀者不及申、覚不可存候、いかにも手堅覚悟専一候、^口敵おもひ^ニなし候て、平生油断故不慮者出来候、至叶松可取懸敵者一万之内^ニましく候、其分^ニ奥意^ニ覚悟候て何様無^口相支才覚不及申、十五日堅固候者可遂本意候、内々各地盤ハ廿日何様と被存候て、諸人^ニ可被申付候、菟^角善悪之至叶松無^ニ之名字之と云、可被立用候、深重悴^口之外聞と云、憑存候、拙者地盤之趣、自兼増可申候間、不能重言候、恐々謹言

五月廿九日

鎮兼 花押

（表書）

内尾伊豆守殿

天正拾 羽津手伊与守殿

五ノ廿九 長野刑部丞殿

中尾大蔵丞殿

羽田宮内丞殿

窪田石見守殿

各中

三三一 仙光寺城塞

一 大神兼増書状

(友枝(内尾) 文書 『豊前市史』中世文書編)

追而此間塩硝十斤被遣候へとも、自然敵取遣候へハ、過分ニ入候するまゝ、文遣りゑんしうなおく被仰付被下候通、御書御請ニ御申候て可然候、さ候ハ、従是も申候て、なおく遣度候、是ハわれく申聞事ニて候其表普請并各覚悟之儀ニ付而、以御書被仰付候之条、持せ遣入候

一 仙光寺表堀之儀、いかゝ被相調候哉、今程耕作時分と云、埋目之儀候之条、夜白地下衆も油断有間敷候へとも、敵行之折節者普請ならてはに候之旨、涯分馳走被下候通、弥可被候申渡候、
一 各中無ニ於叶松、種々可立御用ニ可被相定候之由候、
一 矢蔵くには、いかにも手火矢覚悟堅申付候て、縦今日敵取懸候とも無氣仕候之条、兼而之覚悟干要之由、上意ニ候、少も不可有御油断候、恐々謹言

五月廿八日

大神右衛門大夫

兼増花押

内尾伊豆守殿

窪田石見守殿

二 野仲鎮兼書状(三三一—号文書参照)

(友枝(内尾) 文書 『豊前市史』中世文書編)

返々、第一普請手堅候て専一候、……(中略)……

一 桂林庵表普請専一ニ候、自然敵之身かへしニ、其度木竹の悉切取候ハ、叶松之諸矢蔵手火矢覚悟第一ニ可被申付候、今度諸口之仕合頼及候時者、構者幾重ニても多勢取汲候刻、用ニ不立之由候、堀なくてハ刃之口元也、右之表山つゝき葉之内ニ取上候者、ハくしそ見及候て、随分可然様ニ普請専一候、殊仙光寺表之儀、雖無申迄候、普請不可有緩候、敵いか体之行候共、外ニきつかいなきやうに調肝要候、一 城下不差構共ニ内小屋：…(中略)：…拙者地盤之趣、自兼増可申候間、不能重言候、恐々謹言

五月廿九日

鎮兼花押

(表書)

内尾伊豆守殿

天正拾 羽津手伊与守殿

五ノ廿九 長野刑部丞殿

中尾大蔵丞殿

羽田宮内丞殿

窪田石見守殿

各中

三三三 長岩城

一 野仲鎮兼書狀 (三一—一號文書参照)

(友枝(内尾)文書 『豊前市史』中世文書編)

返々、第一普請手堅候て専一候、以其上既^ニ可被立用^ニ被相濟候上者、万覚悟之心得候て被申付、自然敵取懸候者、界分と待懸候様、可被取調候、今日も一人可差下覚悟候処、兼増^方一兩日候て可存候と申候間、用一書候、せかて^く普請之体見せ可申候、

一天下者取かけ候も、相構而^口叶松退候ましくと^口時も各地盤里、弥可頼候、夜を日繼而普請専一候、毛頭手薄の処候てハ、敵方之覚見聞不可然候、さて^く城にか^り候、こ^とく不明^ニ未練可被^外聞候、返々其表之段、長岩・雁侯愈不慮^ニ成行候共、廿日廿日可相支候、兼日よりの地盤専一候、如比^ニ候へは無^口候、さて^く敵表^方火矢之用ハ、是又見及可被申付候、何年も事様候へハ、時宜相替候、其時之覚悟今日^方入事候、委細用口上候、其表普請其外覚悟之趣、尽重筆、兼増迄申達候、定而可申下候哉、五月雨時分^ニて其許辛勞察申候、併弥手堅被取調候者、可為祝着候、別而憑申候、

…(中略)…

一城下不差構共^ニ内小屋 とかせ候て可存候、手浅者所々敵^方火以下付候へハ、城中之儀者不及申、覚不可存候、いかにも手堅覚悟専一候、^口敵おもひ^ニなし候て、平生油断

故不慮者出来候、至叶松可取懸敵者一万之内^ニましく候、其分^ニ奥意^ニ覚悟候て何様無^口相支才覚不及申、十五日堅固候者可遂本意候、内々各地盤ハ廿日何様と被存候て、諸人^ニ可被申付候、菟^ニ角^ニ善悪之至叶松無^ニ之名字之と云、可被立用候、深重悴^口之外聞と云、憑存候、拙者地盤之趣、自兼増可申候間、不能重言候、恐々謹言

(表書)

五月廿九日

鎮兼^{花押}

内尾伊豆守殿
羽津手伊与守殿

天正拾
五月廿九

長野刑部丞殿
中尾大藏丞殿
羽田宮内丞殿
窪田石見守殿

各中

二 野仲鎮兼書狀案

(内尾文書 『編年大友史料』二六)

今度最前以來、至長岩被取退、別而忠儀之次第、無比類候、然者、此節被申上之趣、慥承知候、至親賢^(田原)一廉申達候條、定而不可有余儀候、向後之儀、各々安堵候様、可為才覺候間、聊不及御氣仕候、巨細之趣^口中尾孫次郎申合候、恐々謹言、

(年本註)
九月廿四日

(野仲)
鎮兼

内尾勘助殿
伊藤五次郎殿

三 豊臣秀吉朱印状写

〔秋藩閩録所収堅田安房文書 『秋藩閩録』卷一〇〕

去六日書状、今日廿二日、於大坂遂披見候、

一 有動付城へ兵糧差籠、丈夫申付之由尤思食候、殊基剋及一

戰候て、立花左近將監手へ頸數多討捕之由、雖不始于今儀

候手柄を仕候、粉骨寄特思召候、被成下御書候間、得其意

能く可申聞、重而可被加褒美候、

一 野中・城井兩人之奴原申合、豊前上毛郡野中古城へ依罷出

候、中通一揆等も少く就令蜂起、黒田勘解由・森壹岐守豊

前江打歸之由被聞召候、輝元可爲着陣候条、遂相談彼古城

討果、一揆等撫切ニ可申付候、猶以卒爾之動不可仕候、

一 彼惡逆人妻子共之事、大友左兵衛督かたへ御書被成候間、

持せ堅可申聞候、

一 西肥前之者共かたへも追々被仰出候、

一度く如被仰聞候、御人數之儀者左右次第可被差遣候、其面

之様子切く可致言上候也、

十月廿二日

御朱印

小早川左衛門佐とのへ

〈参考〉『豊前志』

〔豊前志 『大日本地誌体系』四三〕

長岩城址

津民庄にあり、建久七年、宇都宮宗房の二男伊予守重房築きて、子孫世々居りき、天正十六年四月四日、黒田家より攻め落され、城主野仲兵庫頭重兼自殺しき、

〈参考〉「豊前國古城記」

〔八條家文書〕

○長岩城 同郡津民村

宇都宮宗房二男伊与守重房、建久七年に此城を築き代々居、天正十六年に亡ふ、野中ノコト前二記、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

〔八條家文書〕

川原口 長岩城野中兵庫頭鎮兼居、是ハ新田基氏ノ末子ノ裔ト見ユ、

〈参考〉「覚（下毛郡城跡覚書）」

〔八條家文書〕

長岩城

〔仁建〕中 宇都宮伊予守重房築城

城主野中兵庫介重兼弘治二年ノ役、弘治二年、大友義鎮二降ル、天

正七年、大友二叛シテ島津二降ル、同年加来安芸守惟直大友方ト耳取ニ戦ヒ敗レテ

乞和ヲ、天正十六年豊臣ノ命ニ従ハサルヲ以テ黒田甲斐守長

政ニ攻亡サル、

三四 高城

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

高城城址

柿阪村にあり、宇都宮氏の抱城にて野仲氏世々居りき、

三五 柿坂城

〈参考〉「名所古跡考草稿」

(八條家文書)

柿坂 城主不知、

三六 狩宿城

一 正任記

(正任記 『山口県史』)

(文明十年十月三日条)

一 山国衆事、去月廿六日、至山国溝部郷狩宿城七佐藤右京進

日田籠之間、遣使申子細之処、則当城明渡退云々、人数八十

家人人計云々、無事可被仰談候処、不請上意入部、不可然之由

被仰出了、

三七 城尾城塞

〈参考〉「鑓水家記録」

(鑓水家文書)

・・・(前略)・・・

されば九国豊州の内に此在所を城の尾とゆふハ、いかさまいわれ有事にやと旅人不審しあへり、住答て曰く、成程不審尤もなり、古は梅か谷と申、昔し一の谷より八嶋壇の浦破しとき、平家の落人来り、此処にて休息し向ひに見ゆる浄福山を負見し能く堅固の地也、三方は谷けわしにして底深し、今一方に堀をほれば四角四面の地なりと、即々打立峯此より双方へ堀割深堀と成か故、是にて能城に入らん物よとて其時より城の尾とは名付たると申伝へけり、然るに四方に四つの景有り、先東の麓に浄福寺と言ふ禅寺あり、

・・・(中略)・・・

頃は延宝七年初春法悦行年七十一歳、之を録す

三八 中津城

一 豊臣秀吉朱印条々案

(大友家文書録 『大分県史料』三三)

條々

一大隈・日向兩國之儀、有人質、不殘請取可申候、自然不渡

城於有之ハ、(船津)義久・(義弘)嶋津兵庫頭・(家久)嶋津中務両(三)人に相届、

右之不渡城を可取巻候、渡す城をは□主を懇にいたし、其在所に足弱等かた付候時、□以下迄も政道堅申付、猥成儀有之者、可為一□、

□大友休庵へ出し候間、休庵被居候□候はん城を相拵、在付候様に可申付候、立候□て不叶城をハ、日向之内に三ツも四ツも可然候哉、其内之城を一ツ大隅の方へつけ、城に一郡相添、伊東民部大輔に是を取せ、休庵為與力、合宿させ可申事、

一去年、千石権兵衛置目を破、不屈働をいたし、越度を取候刻、長曾我部息弥三郎を討死させ、忠節者之事候間、為褒美大隅國一を長曾我部宮内少輔に、為加増被下候条、長曾我部居候而能城に置、普請等申付、國之内に置候ハて不叶城を三ツも□、普請何申付、長曾我部に可相渡事、

□夫、主之義久儀を大切に意得□陣所へ走入、御侘言申上候、敵に□敷者候、取そたてへく候間、□摩のかたへ相付とらせ候間、其外□儀者、有次第、長曾我部に一職可申付候事、

□十方此方へ越候へと申候ハ、右之一書懇に可申付と思食、被召寄候へとも、道之用心無心元思食、又ハ此方へ越候日数可行候、下々の者も相草臥候へハ、如何候間無用之事、一毛利右馬頭・小早川左衛門佐・吉川治部少輔両三人者、人数二三千にて、此方へ可被越候、惣人数ハ造作候間、無用にて候事、並黒田勘解由者馬乗四五騎して、右馬頭可為同道事、

□大友休庵召寄、右之内々之儀、可申渡候、休庵被居□、休庵次第可然候事、

□臣之者共、且々覚悟を替候へ共、□太郎兩人、無比類致働、大友家に非義□不働者に候条、兩人に日向國にて、為褒美一城□とらせ、其際にて知行出候儀者、休庵も可然可致談合候、知行に大小も可有候か、夫ハ休庵次第能様可仕事、

□豊後國にて、去年以来表裏を仕候者之儀ハ、城を請取、可致破却、其中にも城を置候ハて不叶城ハ、大友左兵衛身に成候者に相持せ、可然候哉、夫ハ左兵衛督と致談合、可為分別次第之事、

□日向國者、大友休庵為隠居出し候間、日州にて取□知行之役者、休庵覚悟次第たるへき事、

□大友左兵衛督に一職に出候間、諸事□様^(置目左兵衛のため、可然)にいたし候て、可然候□、^(肥後、筑後、筑前三)箇國にハ、城を拵、城主それく^(に被仰付被入置傳)多之近所に、御座所普請□^(可被仰付候条、其)方^{(備前少将・宮部中務法印・蜂須賀□^(阿波守)・尾藤左衛門・}

黒田勘解由、右之者共として、日向・大隅・豊後城普請可申付候、并不入城ハわらせ可然事、^{(豊前國之儀、是も不入城者わり、豊後と豊前之間に城一ツ、馬かたけと右堺目之城と遠候ハ、其間に一城豊前之内に可置、城普請可有候、國々之者共、忠不忠を相糺、知行可遣候間、其分心得、諸事□油断申付、細々に少之儀も、以}

一書御本陣へ、毎日成共、不及思案事於有之者、可申上候、
請御返事(覚)□悟可然候事、

□(一今度高城之)□(一)儀者、不請御意儀、分別違候へと

も、□(一ゆるし候義者、其方)□□□□為には外聞可為迷惑候間、
(其旨諸事に存出し可)

□□□□□□然候、右高城之様成儀に、不請□□□□□□(御意候は、)

重而ハ成敗可申付候、

□(右)之條々、猶兩人可申候、

以上、

天正十五年五月十三日

羽柴中納言殿

○□は欠字を「大友興廢記」と校合して傍注。

二 細川忠興書状

(細川家史料 『大日本近世史料細川家史料』一)

巳上

正源院・右近までの書状披見候、

一陣用意被申付由尤候事、

一よき時分左右を可申候間、其刻可被來候事、

一中ツ馬乗之事如此前と申候、きゝおとし申候哉、如去年國

中申付事、

一舟之儀被申越候、其方乗舟頓而可下候、其内ニ入事候ハ、

舟ハ可在事、

一いハしのひしこ參著候事、

一基元(中津)ふしんもまつくやめ可申由、宗か(志水宗加)ニ可被申付事、

一御姫之米可在之間、基元之者共ニ此暮之返辨之くらゐを被
(千代姫、忠利室、小笠原氏、秀忠養女)
見、少つゝかされ候ハすハ成ましく候、是ハ先々其方心ニ
もたれ候へく候、被申出ましく候、恐々謹言

越

四月十一日

忠(花押)

内記 殿

御返事

三 細川忠興書状

(細川家史料 『大日本近世史料細川家史料』一)

以上

去廿日之書状二通披見候、

一公方様七月上旬、大御所様下旬 御下向之沙汰在之由、得

其意候事、

一諸國城割之御觸状、今日廿九到來候、則門司之城今日とわ

らせ申候、殘城々使之參著次第わり候へとかたく申付遣候、
(以心崇傳) (本多正純)

此由御奉行衆・金地院・上州へ可被申事、

一中津之儀大炊殿へ談合之由尤二候、濟候へば能候、濟候ハ
(上井利勝)

でも不苦事、

一城わりのもやうの儀被申越候、千萬ニ一ツ前のことく城を

仕候へと被仰出候共、御佗言申、一城にて居可申と存候間、
(忠)

こんりんざいわらせ申候事、

一上下待むかしの公方之法度被成御引直可被 仰出之由、得

其意候事、

一 ずか攝津守儀かやうニ可在之儀ニ候事、

一 いつれも官被上候衆在之由、大政大臣(大)ニ罷成候方も御暇は

やく被下候事忝候事、

一 彼かたつき京ニやき手在之由、左様ニも可在之候、古キ物

にて候事、

付り、其方下候
時持子可被下候、

一 筑紫身上之儀我等國ニも可抱置かと被申由候、此儀ニ付上

州へ可申様子は、我等なとか、へ可申身上にて無御座候間、

何と御座候共、我等抱申間敷候間、内々其御心得■候て給

候へとかたく可申候、兩 御所様之御間は何れにても不苦

候條、被得 御錠給候へと切々可申候事、

一 筑紫 公方様え之御禮相濟候由、主水所ヨリ右近所への書

状ニ相見え候、其方ちハ何共不被申越候、不審ニ候事、

一 先書ニ申候と被書候へ共、十四日ヨリ前之書状不來候事、

以上

(元和元年)
後六月廿九日

忠 (花押)

内 記 殿

御 返 事

四 細川忠興書状

(細川家史料 『大日本近世史料細川家史料』一)

何も珍敷事一切無之候、以上

十一月廿五日之書状、今日四日令披見候、

一 兩御所様御前之仕合、先書ニ具ニ申候、今度ハいつよりも

大御所様御懇之躰候、公方様も事之外忝仕合候事、

一 上總殿御身上之事、今ハ此邊沙汰も無之候、行末誰もしら

ぬ躰候、年寄衆ハ江戸ニ詰て居申候、御主ハ此地ち二日地

ほとおくニ御入候由候、兔角見候をあて、聞可申様もなき

せうし成上(尊)佐までニ候事、

一 大御所さま當月中三州(福豆軍吉良)きらへ御鷹野之由候、頓而御歸城と

申候、駿府へ環御次第、公方様御見舞可被成由候事、

一 政宗・景勝・佐竹・南部・もかミ(最上)、いつれも奥衆ハ越年御

免にて在所ニ被居候事、

一 未大坂御せんさくの取さた計にて候、さいかく次第御み、

二 能入御かんと相聞、いつれもつぶやき衆多御入候事、

一 一念入候わたふとん一給候、満足申候事、

一 當年ハ諸國之衆へ御いとま出さう成と申候、しれ申ましく

候、福大夫殿も御いとまにて、近日歸國之由候事、

一 三嶋ニ御隠居所出來候、御ふしんハ日用にて可被仰付ニ今

までハきハマり申候、いか、成行可申哉、内々ふしんの用

意仕候へと基元之者ともニも可被申付事、

一 先日可申をはたと失念候、中津之城せう相かない、其

ま、をかせらるへき由候、外聞と申忝儀候、可被得其意候、

上州・佐州・大い殿へも忝由可被申候、恐々謹言

正月四日

忠 (花押)

正月四日

内記殿

御返事

越ち

五 細川忠興書状

〔細川家史料 〔大日本近世史料細川家史料〕一〕

尚々、基元(正巳)作事之儀被見計、奉行共由斷無之様ニ可被
申付候、猶式部(松井興長)・奉行共かたゝ可申候、以上

目相煩儀ニ付而土居(井)大炊殿・本上野殿迄様子申入候條、
令申候、兩人への案河北ニ渡候間、可有被見候、

一 二月七日八日時分ち目を煩出候事、

一 同廿日時分ち兩眼共ニひしと見え不申候事、

一 安晴・利齋をはしめ爰元之目醫師數人ニ養性させ候へ共、

一切驗無之ニ付、從大坂眞嶋と申目醫師呼下、同廿八日ち

初三月十九日迄つくりハせ候へハ、左之目ハ明申候て、今

ハ二間三間先ノ人をハ見知申程ニ成候事、

一 右之目ハうハひ候て少も見え不申候、かけ藥にて養性申候

ハ、少ハ見え候ハんよし申候へ共、一切驗無之候間、初三

月十九日ニ舟を上げ、板伊州(板倉勝重、京都所司代)を頼、京都にて上手之目醫師

一人御下候へと申遣候、定而可下候、其醫師ニ逢候て重而

様子可申事、

一 只今ハ右之目ハすてニ仕、左之今能かたニをこりさめ御入

候間、此かたのつゝき候様ニと養性半候事、

…(中略)…

一 目之煩ニ付臥りてまで居申付、積差出申、万病圓吞申渡候

へ共、若目ニたゞり候てハと各申ニ付、無其儀候、乍去、
いつものことく餘つよくハをこり不申候事、

一 母(光壽院、沼田氏)にて候人へハ、はや日本復にて頓而下候由申入候間、可
被得其意候事、

一 基元之様子度々被申越、得其意候、一々返可申候へ共、
只今其地へ下状共も、二日三日ニ漸好申躰候間、從後可申
候事、

一 中津にて松田若狹居申丸川手之石垣十四五間崩申候、其儘
置候は來梅雨ニ又ぬけ可申候、左候へハ角の矢倉まで崩候
事候間、土大炊殿相談候て、如前石垣つき候様ニ被才覺、
様子可被申越候、猶期後音候、恐々謹言

(元和四年)

潤三月二日

忠興〇

越

内記殿

進之候

六 細川忠興書状

〔細川家史料 〔大日本近世史料細川家史料〕一〕

尚々、普請之事之状をば、一日跡ニ大炊殿へ直ニ可被渡
候、以上

追而申候、其元は如何候哉、此邊年明候てから大雨ふりつゝ、
き、水出候而、當城も中津も土居・石垣・屏・ため池之石堤
以下、事之外損申候間、前のことく仕度候、不及申少も新儀

之事在之間敷候條、此由其方直ニ大炊殿へ被得御意、此返事
ニ事濟候様ニ可被申候、其子細は、いつれも人之妻子を置候
うらにて候間、一時もたゞハ不被置候、ため池之石堤などハ
尚以はやく不申付候へハ、ため池悉ぬけ申、過分ニ手間入ニ
候間、能々可被申候、尚口上ニ申候、恐々謹言

卯月朔日

忠興○

内記殿
進之候

七 細川忠興書状

(細川家史料 『大日本近世史料細川家史料』一)

以上

- (江戸)
其元作事之儀二人を遣候間、一書申候、
(小倉)
一當城・中津普請之儀大炊殿被得 御意、則自御奉行衆普請
可仕旨御折紙到來候間、則只今返事申、大炊殿迄遣候、大
炊殿江不始于今儀満足仕旨、能々可被申入事、
一來年 御上洛之由得其意候事、
一肥後之事、田中事、さしたる儀も在之間敷と存候事、
(中)
一罕人衆 御赦免之書立見申候、石玄はつれられ笑止千萬ニ
存候事、
一新城之堀之水取候事、早々可被申付事、
一若君様江諸大名進物書付一覽候事、

- (福岡正則)(安藝廣島城)
一 大夫殿居城之普請之儀得基意候事、
(義弘)
一 嶋津惟新之煩、彌此比惡候、大略被果之由候事、
一 曾又左煩散々之由、笑止千萬ニ候、書状遣候、可被届事、
(木下延俊、豊後日出城主)
一 木右衛門殿基地へ著、仕合能候由、満足申候事、
(景長、幕府普請奉行)(忠重、同上)
一 山岡五郎作・小澤瀨兵衛御改易之由、笑止千萬ニ候事、
(江戸)
一 其地御本丸御普請彌來々年之由、得其意候事、
一 白鳥一ツ・子籠之鮭五ツ給候、満足申候事、
(加々爪忠澄、民部少輔、徳川家臣)
一 加々民方御状給候由候へ共、到來無之候事、
(世)
一 土居大炊殿江之状之うつし進之候、可被得其意事、
一 我々目、大坂眞嶋慶圓療治にてかたのことく得驗候間、近
日罷上、吉田にて養性可仕と存候、乍去、先度之従大炊殿
之返事次第と存、相待申候、我々目之様子、木右衛門殿・
(彌友)(平野長泰)
谷羽州・平遠・藤泉などへ可被申候、藤泉へも状遣申候、恐々
謹言

(元和四年)
六月廿六日

忠興○

内記殿
進之候

八 細川忠興書状

- (細川家史料 『大日本近世史料細川家史料』一)
尚々、其方使者ハ方々江參之由候間、はやくき便宜ニ此
状遣候、以上

爲年頭之祝儀被差越使者、太刀一腰・馬一疋代銀壹枚到來、幾久と珍重二候、次二うら付肩衣三ツ・堺之たまり二桶祝著二候、

一 小笠原右近殿江、いつそや御約束申候中津之殿主儀、右近殿次第二可被渡候、幸舟所二御入候間、殿主うけ取奉行御乗せ候て、舟御下候へと被申遣、請取奉行下次第二念入色め可被渡候、立御用満足申之由可被申越候、恐々謹言

越

五月五日

○(ゴマ字青印)

内記殿

御返事

九 細川忠興書状

(細川家史料 『大日本近世史料細川家史料』一)

尚々、家中之者共借米銀之儀、(松井興長)幸式部此方二居候間、申渡候、以上

御状被見候、

一 從江戸到來之状相届候事、

一 當地二居候者共役儀之儀被申越候、則書立進候事、

一 諸給人へ惣割符にて借遣候米銀取立ニ付而、此地ニ召置候者之知行口明候ニ^ら、可被取立やう無之由候、此地へ召連候者下々迄家も無之所へ引越申ニ付、心を付候ハねハ、有付可申様一切無之間、先知行之口はやく明遣候、當城之者

共われくへ之返辨、十二月十日を日切ニ上納すへき由申究、其分ニ申付候間、此方之者を除、其地之者計之分を取立給候へハ、理之濟申事候、懸銀之分ハ何も惣竝ニさん用可被申付候、銀子其方へ運上候へと申付候事、

一 歩小性、小者・中間ニ至迄、其地へ返候者共之事被申越由候、當城普請出來不仕分ハ不苦候間、はや返シ可申候事、

一 此方物を申付候者共かたへ用所被申越候ても、われく聞候ハてハ不成事候、左候へハ重傳ニて遅候間、いつれ之儀もわれく所へ一書ニて可承候事、

以上

九月廿日

(元和七年)

三齋(花押)

追而申候、鴨・生鼠(生海鼠)兩種到來、祝著候、以上

内記殿

御返事

一〇 細川忠興書状

(細川家史料 『大日本近世史料細川家史料』一)

尚々、植木之所此能存候、奉行とほり手を可被申付候、以上

態令申候、北之丸西之堀之内有之くちなしの木壹本、頓而其きわニ有之うす色之椿壹本、同庭花段之上ニ在之黄梅、此者ニ持せ可給候、ほりやういかにも念を御入候て、根ニ付候土くたけ候ハぬやうニ御申付候て可給候、恐々謹言

九月廿七日

三 齋（花押）

内 記 殿

進 之 候

一一 細川忠興書状写

（綿考輯録卷二十一 『綿考収録』）

一 一昨日吉田迄令着、兩人者下候間申候、
一 中津本丸・二丸之間堀をむめ、天守之台をも惣地形ほとに
取おろし、本丸・二丸一ツにして、家を立候ハんとおもひ候、
其普請之者千五百程ニ而可申付候間、其割符・此状参着次
第二仕、内々其用意可相待候、鉄炮之者共ニハ、別之儀可
申付候間のけおくへく候、鉄炮頭ハいつれも普請役可申付
事、

一 中津へ越候て、我々居所有間敷候間、伯耆家江可参候間、
家を明、小倉ぬし屋敷へ妻子をもつれ参候へと可申付候事、
一 伯耆家之まはりニ、もかりをも結せ、女とも少々可遣候間、
おが板其外道具共遣、家之しきり仕候様ニこしらへ候て可
相待旨、次兵衛ニ可申付候、伯耆明候家之番、中津之者共
ニ可申付候事、

一 宗加家をも明、小倉前之雅楽家へ参候へと可申付候、乍去
宗加居所ハ後可替候間、可得其意由可申事、
一 宗加家之番をも中津之者ニ可申付事、
一 井関伝蔵・西沢文右衛門兩人江戸へ作事奉行ニ遣候条、米
式斗十石宛借候而可上候、此上ニ銀子借用仕度と申候ハ、

此元ニ而可借候事、

一 鉄炮之者百五十人江戸へ可下候間、内々其用意ニ而我々下
国迄相待候へと可申付候事以下略

四月十二日 宗立 御印

長岡式部少輔殿

小笠原民部少輔殿

〈参考〉「豊前國古城記」

（八條家文書）

○中津要城 同郡玉握莊中津ニあり、
天正十六年、黒田官兵衛尉孝高、これを築く、十六年在城、
其後細川忠興在城、

〈参考〉「名所古跡考草稿」

（八條家文書）

中津城 元ト廣津山ニアリシヲ、今ノ地ニ引クト云、城主中
津江太郎トモ廣津氏トモ云、天正中ヨリ十五年八年共アリ、
黒田候、此地ヲ領シ此城ヲ築カレテ居ス、慶長五年ヨリ細川
候、寛永九年ヨリ享保二年マデ小笠原候居給フ、此地元ト明
蓮寺アリシヲ、城ヲ築クニ付、寺ヲ今ノ地ニ移ト云、西御門
石垣ニ慶長ノ年号アル石アリ、北門ニモ年号ノアル石アリ、
元ト御用人ノ詰所、城井ヲ討シ所ト云、御用人ノ詰所ト云、
元ノ御普請、ニシリ上リ、臺目柱マコモ天井ナリシカ、先年
損シ改マル、昔ハ御待合中寫ニアリ、橋ニテ御書院ヨリ渡シ

ヲ、

三九 一戸城（二ツ戸城跡）

一 細川忠興書状写

（綿考輯録卷二〇 『綿考輯録』）

以上

去月廿九日之御折紙、今月廿日参着、令披見候、

一 御鷹之鶴被為拝領候由忝儀候、則御奉行衆三人・土居大炊殿・伊喜介殿へ以書状申候間、使者をそへ可被遣候事、

一 荒川与三使二下申候、御奉行衆へも大炊殿江も前一戸之城をもち申ものゝむすこ、我等親類之ものにて候由可被申候、大夫殿へも鶴被遣候由候、いかやうの使にて御礼可被申上も不存候、かるき使を進上仕候様おのゝ被存候へハ如何候間、右之通可被申候事、

一 与三口上無調法ニ可在之間、田中半左衛門ニ其方之者一人さしそへ、こうけんを仕候様ニ能々可被申付候事、

一 若君様御わたまし当月末之由候、注進次第御祝儀上可申候事、

一 先度御鷹野へ被成御出候時の進物、大炊殿・伊喜介殿きもいりにて御小袖三・御紙袍二上被申候由被申越候、只今礼を申遣候事、

一 其外之一書いつれも披見候事、

一 大炊殿・本上州問之儀被申越候、さやうニ可在之と存候事、

一 曾又左煩之由笑止千万存候、則状遣候間、可被届候、恐々謹言

（元和三年）

十二月廿一日

越御判

内記殿

御返事

〈参考〉『綿考輯録』（慶長七年条）

（綿考輯録卷十七 『綿考輯録』）

一 豊前・豊後之内、御持之城九ヶ所

一 小倉 御居城

一 中津 与五郎殿御居城

後忠利君御居城、三斎君御隠居後小倉と御入替り被成候、忠利君御くたり迄の間ハ志水宗加ニ預置れ候、忠利君御居城後も宗加は中津ニ被差置候と相見へ、大坂落城の砌なと小倉ニ被下候、御書ニ、宗加少兵衛所へも可申遣杯被遊たるも有之候、

一 竜王 妙庵主御居城

…（中略）…

一 岩石 長岡肥後忠直守之

…（中略）…

一 一戸 荒川中比菅野と号す 勝兵衛輝宗守之、ねふと程なる城なれば、人数少にても持るゝと被仰候となり、

一 香春 中務少輔孝之主御在城、

一 門司 長岡勘解由左衛門延元守之、

- 一 豊後 高田一三神 長岡武蔵守立行居城、
- 一 豊後 木付 松井佐渡守康之居城、

……(中略)……

一書ニ、小倉・仲津・竜王・香春・木付・門司・岩石・一戸、是を豊前八ヶ城と云との説有、高田有吉か居城なるを不知八ツと覚へ、木付も豊前之内と心得たるにや、豊前ニ七城豊後ニ二城なり、又異本、木付城は松井康之・有吉立行守之なと有ハ、慶長五年之籠城を取違へなるへし、又一本に、香春城ハ小倉より六里、岩石城ハ小倉より八里、竜王城ハ小倉より廿三里、一戸城は屋敷構、松野右京守之云々、重而可考、

〈参考〉『豊前志』

(豊前志 『大日本地誌体系』四三)

一戸城址
宮園村にあり、城山を妙見嶽と云ふ、慶長の頃荒川少兵衛和光居りき、細川家臣なり、雲八幡宮の末社に妙見社あり、往昔は一戸城内に有りきとぞ、

〈参考〉「豊前國古城記」

(八條家文書)

○一戸城 同郡一戸村
一戸氏代々居城、宇都宮一族也、

四〇 長久寺陣所(田丸城跡)

〈参考〉「覚(下毛郡城跡覚書)」

(八條家文書)

長久寺 福島村

享保二年、小笠原造酒助長邑、豊前中津ヨリ播州安志ニ転移ノトキ、城受取ノタメ豊後岡ノ城主中川修理太夫、出張ノトキ本陣トス、

四一 野中氏城塞

一 今川了俊書状写

(阿蘇文書 『大日本古文書阿蘇文書』一一)

改年吉兆最前申籠候了、抑細々可申承候処、路次不通候間、不久申候ニ、此御音信、返々目出候、京都御合力事ハ、まつ大内入道(私世)被仰候て、年内可渡海之由、以而使仰られて候へとも、かい、しく申さす候間、大内新介渡海候、これハ父子中たかひ候ほとに、むねといくさし候物とも、一族家人三百同人同心候て、豊後(正堅)越候て、吉弘入道相共ニ豊前(今川氏巻)打越候て、少弼か野中郷司か城(今川氏巻)候と、一(正堅)なり合候て、筑前如に可打出之由、申定て候間、その左右ニ付て、近日(正堅)これも陳を肥前国府(正堅)とりむかへ候へく候、これの一左右ニ付て、いそぎ、申へく候、菊池もしこなた(正堅)むかひ候ハ、そのひま(正堅)そのへんニ御うち出候て、やきハラハるへく候、こなたの事

ハ御心やすく候へく候、

…(中略)…

正月廿三日

阿蘇大宮司殿

御返事

了俊(花押)

第三章 史料調査の成果

本調査では、史料集成作業のほか、地籍図の地目色分け・現地踏査・縄張図作成・聞き取りなどを実施している。調査の中で古文書類がいくつかが発見された。現地調査にて明らかになった史料は次の通りである。

鍵水家史料（山国・鍵水武氏蔵）

・鍵水家記録

久保家史料（三光・久保信子氏蔵）

・久保氏系図

横山家史料（山国・横山東雲氏蔵↓寄贈）

・宗門改 天保十二年

・奥平昌邁朱印状 慶応四年

・長福寺由来記

・奥平家刀剣録並付録 明和八年

・軍用教書諸要集 文政三年

・公命随而家事記 安永二年

・常用高札控溜詰後御書案

・玉川上水組持場

・書札礼法免状

・宇都宮留守定条々 貞享四年

・系図類（奥平御家中系図編纂にあたって藩士に提出させたもの）

臼木家史料（三光・臼木和明氏蔵）

・借用証文 安政四年

・往来手形 文久三年

・稲荷大明神安鎮之証 安政四年

・神道裁許状 元治元年

またこれに加え、中津市歴史民俗資料館所蔵文書の内、『八條家文書』の中から中津市域の城館に関する三点の古記録を発見した。

一 史料翻刻

今回の調査の中で発見した新出史料の内、城館に関わるものについて翻刻し紹介する。

凡例

(1) 文字は原則として新字に改めず原文のまま記載した。

(2) 本文には適宜訓点（ ）、並列点（・）を付した。

(3) 合字は、*ㇿ*（より）はそのままとした。

(4) 抹消された文字が判読可能な場合は、当該文字の左傍に \square を付し、判読不能な場合には、 \blacksquare や \blacksquare で示した。

(5) 欠損・虫損・摩滅などによって判読できない場合、文字数を推定して \square を用いた。

○『八條家文書』（中津市歴史民俗資料館所蔵）

解題

八條家文書は、旧中津藩士八條家に伝わった史料群で、平成九年に中津市歴史民俗資料館に寄贈された。今回調査で改めて目録を確認し、「豊前國古城記」・「名所古跡考草稿」・「覚（下毛郡城跡覚書）」の三点の記録を発見した。

「豊前國古城記」は、横帳の合冊本で、いくつかの写本を合わせて表題を「豊前豊後古城 宇佐郡記抜書」としている。「豊前國古城記」はその冒頭に納められており、奥書に「八條勝詢写」と書かれている。

「名所古跡考草稿」および「覚（下毛郡城跡覚書）」は下毛郡の古城や古跡を列記したもので、やはり八條家で写したものと思われる。

『八條家文書』を構成する中心史料は主に軍学書である。八條家は奥平家へ仕えた初代八條平太夫にはじまる。もともと八條家は、八條流馬術を編み出し代々軍学をもって諸公に仕えており、四代目の勝記（平次右衛門・号は茅齋）と五代目の勝詢（一七八五〜一八六一・平太夫・号は半坡）が有名である。特にこの半坡は甲州流の軍学を学び、その師範代として子弟の指導にあたるほか、諸芸を学び、甲州流の軍学に西洋式を加え中津藩の兵制を改革した。町奉行・郡奉行をつとめた半坡は、八條流馬術と甲州流軍学が本領であるが、そのほか文学、特に作詩に優れたという。「豊前國古城記」の

奥書により、この八條半坡が軍学のため、豊前の古城関係の史料を写し集めたと考えられる。

豊前の古城の記録は渡辺重春の『豊前志』に収載されているものがよく引用されるが、その凡例中に「古城址は十に七八は、八條翁通称平大夫、名詢、中津藩士、の諸書より抜粋せられたるなり」とあり、編纂にあたって八條半坡の蔵書を引いたようである。今回翻刻し紹介する三点もこの『豊前志』編纂にあたって参考にされたと考えられる重要な史料である。

「豊前國古城記」(「豊前・豊後古城 宇佐郡記抜書」の内)

豊前國古城記

○香春城

(中略)

○犬丸城 下毛郡犬丸村

元暦年中、緒方三郎惟伊、豊後より繫つなの城として所々に城をつき、一族大神惟貞をおく、その子孫世々に守る、天正十六年犬丸民部開城破却、

○草場城 同郡伊藤田村

草場氏居城、大友家臣也、

○福島城 同郡福島村にあり、

福島氏代々居る、純友退治のため福島四郎長久下着して城を築く、田丸の城とも称す、

○大畑城 同郡賀来村にあり、

元暦年中、平家追伐のため、義経公此城をつき、しはらく在城す、其跡に緒方一族加来次郎惟将在城し加来氏と称し代々居城す、天正十六年破却、

○田島崎城 同郡成恒村

正長元年、成恒近江守種隆此城をつき、代々居る、佐々木三

郎太夫頼綱か嫡流にして代々惣斗家へ属す、天正十六年より破却、

○鶴居城 同郡藍原村

藍原何某代々居、藍原氏ハ紀氏也、

○法華寺城 同郡永添村

小城氏代々在城、白杵氏也、

○末弘城 同郡末弘村、末弘氏代々居、

○池永城 同郡池永村

宇佐朝臣式佐といふもの大貞宮池守となりて代々守る、天正十六年破却、

○地神城 下毛郡田口村 田口氏代々居、

○深水城 同郡深水村

建久七年、宇都宮宗房四男深水伊賀守興房、此城をつく、天正十六年破却、

○土田城 同郡土田村

野中抱城、百留河内守在城、

○長岩城 同郡津民村

宇都宮宗房二男伊与守重房、建久七年に此城を築き代々居、天正十六年に亡ふ、野中ノコト前ニ記、

○一戸城 同郡一戸村

一戸氏代々居城、宇都宮一族也、

中津要城 同郡玉握莊中津ニあり、

天正十六年、黒田官兵衛尉孝高、これを築く、十六年在城、其後細川忠興在城、

(中略)

右豊前國古城記は嶋田村庄屋久蔵持傳しを、村屋儀右衛門写し蔵す、

八條勝詢写

「名所古跡考草稿」

名所古跡考草稿

中津 地名ノ起リ審ラカナラサレトモ、日本書記ニ云ヘル豊葦原中國ナリト云説アリ、サスレハ保食神ノ居給フ瑞穂ノ國ナリ、サタカナラサレトモ、同書曰、以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐嶋矣、今在北海道中號曰道主貴此筑紫水沼君等、祭神是也トアリ、三女神者、宇佐ノ旧社ナレハサモアラシカ、

又云、中津少童命昔ヨリ廣津ニ鎮座ス、藤原純友ノ乱ニ廣津城ヲ築ニ付、社ヲ參森ニ遷シ、于今小祠アリ、重松甲斐守ノ持宮ナリ、夫ニヨリテ中津ノ名起ルカ、中津少童命ハ伊弉諾尊生ミ給フ所ナリ、

中津城 元ト廣津山ニアリシヲ、今ノ地ニ引クト云、城主中津江太郎トモ廣津氏トモ云、天正中ヨリ十五年八年共アリ、黒田候、此地ヲ領シ此城ヲ築カレテ居ス、慶長五年ヨリ細川候、寛永九年ヨリ享保二年マデ小笠原候居給フ、此地元ト明蓮寺アリシヲ、城ヲ築クニ付、寺ヲ今ノ地ニ移ト云、西御門石垣ニ慶長ノ年号アル石アリ、北門ニモ年号ノアル石アリ、元ト御用人ノ詰所、城井ヲ討シ所ト云、御用人ノ詰所ト云、元ノ御普請、ニシリ上リ、臺目柱マコモ天井ナリシカ、先年損シ改マル、昔ハ御待合中嶋ニアリ、橋ニテ御書院ヨリ渡シヲ、

龍源公御トラセ遊サレシト云、

新長屋内松ノ木ノ所、新田義高自盡ノ所ト云、是ハ宇佐大宮
司ト駅館川ニ戦ヒ破レテ此ニ至リ死ト云、

義氏社ハ鶴岡八幡宮ナリ、新田義氏ヲ末社トス、境内廣サ小
笠原家寺社奉行印形ノ書、社司ニ持傳フ、築城ノ時、曲輪ノ
繩此社地ニ至リ抛ナリ、土居ヲツカス、橋モ門ヨリ離ナスト
見ユ、

御木屋ハ後藤又兵衛ノ屋敷ト云、

松雲寺ノ内ニ基外禪師ノ墓アリ、

暗無濱 誓ノ歌、萬葉集ニ載ス、倉無ニ作ル、

間々濱 右ニ同、土俗分間カ濱云、古言ノ残タルニテ其方ヨ

シト云、

如水原 慶長五年、大友義統再ヒ豊後ニ下リ、兵ヲ起スノ時、

黒田如水候中津ヲ發シ、此原ニ勢揃シテ大友ヲ討亡ス、故ニ

如水原ト名クト云、

(中略)

真坂 古歌アリ、手斧立ト云ハ宇佐宮ヲ營スル時、此ニ斧始

スル、故名ヲ得ルト云、

(中略)

賢女嶽 日本後記云、難波部首刀自賣者、豊前國人也、年

十八適、下毛郡大領藤野勝宮守之家既經二十年、夫宮守死去

刀自賣獨守空室十歳、于茲矣遠近諸士求之不少而有、諒同穴

無心再醮愛亡夫之遺衣置、獨守之胚上朝夕每見追念不息得甘

珍必奠亡靈、隣里無不稱嘆仍表門閭以旌貞操也、天長四年免

其戸課田祖終身勿事、天長八千年程ニナル、嶽麓ニ間居スト

云傳フ、三ヶ月ノ池アリ、小祠アリ、毛藏大明神ト云、

冠石 冠石野村ノ山ニ冠石アリ、大ナリ、烏帽子ニ似タル大

石ナリ、宮守間居シテ冠ヲ捨ツ石トナルト云、又此石上ニ金

冠ヲ捨テシトモ云、附會ノ説ナルヘシ、

羅漢寺 僧昭覺開之曆應年中ナリ、寺前ノ岩上鷄足塔アリ、

昭覺入定ノ所ナリ、鹿苑院義満公ノ書者閣岬山羅漢寺ト七字

ノ額アリ、又舍利塔ハ管領家ヨリ寄附ス、廿四景ヲ分ツ、鐘

ニモ彫シテアリ、

クリヌキ 僧禪海乞錢テ數十年ヲ経成就ス、金陵道人記アリ、

山ヲ競秀峰ト云、川ヲ争流水ト云、

將軍塚雲雀カ床 西征將軍良懷良親王ノ塚ト云、併シ親王ハ

肥後ニテ終シ人ト思ハル、故イフカシ、

佐知村翁屋敷 佐知村ニアリ、大貞宮公ノ池守三百歳迄居住

セント云、又大貞大宮司ノ祖居シ屋敷トモ云ハ翁ハ大宮司之

祖カ、

鶴市社 古ヨリ八幡ヲ祭ル所ナリ、沖田早損ニ苦ム付、大堰

手ヲ築立テ水ヲ引ケ共、大水ノ度ニ堰手切レテ止ラス、崇徳

院ノ保延元年、村ノ主ヨリ合、人柱ヲ立ト論シテ、遂ニ湯

屋彈正基信ニ當リテ齋戒シタル、其家臣古野源六兵衛重定カ

女鶴、寡居、男十三歳、三十五歳、是二代リ人柱トナル、故

ニ是ヲ祭り、八幡宮ノ末社トシ合殿ナリ、

廣津山古城跡 廣津兵部大輔居、

大塚村ノ内圃

大瀬村ノ内日熊山同 喜多代雅之助居、

藍原村ノ内 藍原右馬允居、

永添村ノ内 當國田川郡岩石山城主高橋三河守長幸ノ旗下小城源六兵衛重通居、

同村ノ内 津民村長岩城主野中兵庫頭鎮兼旗下末廣主膳正行居、

池永村ノ内 大貞大宮司池永左馬頭氏居、如水候ト黒田候ニ敵シ亡サルトモ云、鎮守ノ社今ニアリ、

福島 城主不知、城墟ハ田トナル、黒田家ニ敵シ亡サルトカ、上伊藤田 草場山城アリ、應永年中平賀小三郎盛春居候、八代ニシテ伊藤田甲斐守義忠ニ至リ、天正中黒田候ニ亡サル、

城墟今ハ畑トナル、一二草場ヲ氏トス、下伊藤田 犬丸民部居候、

上植野 如水候ノ犬丸民部ヲ攻候陣城墟ナリ、

土田 城主不知、本丸、二、三ノ丸モアリ、

西田口 城主不知、清水寺山ノ内ニ三ノ丸跡アリ、

下深水 深水修理居、

平田 如水候持ニテ栗山大膳番城ナリ、今ハ畑トナル、

柿坂 城主不知、

福土 同、

川原口 長岩城野中兵庫頭鎮兼居、是ハ新田基氏ノ末子ノ裔ト見ユ、

「覚（下毛郡城跡覚書）」

下毛郡

福島城 天慶三年小野好古築城 福島村

天慶三年、朝廷、小野好古ニ命シテ藤原純友ヲ退治セシム、大将好古、豊前ニ下リシトキ、福島四郎長久ヲ置ク、

天正十六年、佐渡守ノ時ニ至リ、豊臣ノ命ニ従ハス故ニ黒田甲斐守長政ニ攻ラレ降参シ、剃髪シテ祐了ト号シ寺

号ヲ長久寺ト称ス、凡六百五十年間居城、

長久寺 福島村

享保二年、小笠原造酒助長邑、豊前中津ヨリ播州安志ニ転移ノトキ、城受取ノタメ豊後岡ノ城主中川修理太夫、出張ノトキ本陣トス、

池永城 池永村

城主池永左馬介重則天正十六年黒田甲斐守長政ニ攻メ亡サル、重則ノ子孫、大貞宮ノ大宮司タリ、城地ハ出世辨才天ノ社地ナリ、

犬丸城 文治 中 緒方三郎惟栄築城 犬丸村

文治三年、頼朝・義経不和ノトキ、義経、緒方惟栄ヲ語ラヒタリ、此時惟栄、佐伯惟貞ヲ置キ、義経ヲ待ツ、結

(後略)

城越中守、天正十六年、黒田甲斐守長政ニ亡サル、

坂手隈城 藍原村

城主藍原新左衛門^{大友方}、天正七年長岩城主野中兵庫重兼^{島津方}、降参、

如水原 犬丸村

慶長五年、大友豊後守義統石田治部少輔三成謀叛ニ組シ、立石ヲ本陣ト定メ、木付城ヲ攻ムルト聞キ、大友征伐ノタメ黒田孝高入道如水水公ノ勢揃セシ所、

末弘城 ^{後称古}永添村

城主末廣対馬守正行嫡子四郎^{大友方}、天正七年、当国津民ケ主野中重兼^{一ニ}ニ降ル、正行^{一ニ}後剃髮シ城地ニ寺ヲ建立シテ妙玄、四郎ハ妙秀ト称シ、正行寺唱フ、城跡ハ正行寺ノ北ニ存ス、

耳取

天正七年加来安芸守惟方^{大友方}、野中兵庫介重兼^{島津方}ノ戦地、

大畑城 ^{文治}加来次郎惟興築城 加来村

城主加来惟興、文治ノ比、緒方三郎惟栄ニ属ス、天正十六年、統直ノ時ニ至リ、豊臣ノ命ニ従ハスシテ黒田甲斐守長政ニ亡サル、惟興ヨリ統直マデ二十二代ニシテ亡フ、

長岩城 ^{仁建}宇都宮伊予守重房築城

城主野中兵庫介重兼^{弘治二年ノ役}、弘治二年、大友義鎮ニ降ル、天正七年^{大友ニ叛シテ、島津ニ降ル}、同年加来安芸守惟直^{大友方}ト耳取ニ戦ヒ敗レテ^{名和ヲ大友ニ}、天正十六年豊臣ノ命ニ従ハサルヲ以テ黒田甲斐守長政ニ攻亡サル、

○『鑑水家文書』（個人蔵）

解題

現地調査で見出した古文書の中で、鑑水家に伝わる古文書に城館に関する記述がある史料を発見した。延宝七年に記された鑑水家の由緒を書いた記録である。表題はないが、仮に「鑑水家記録」として翻刻紹介する。

本記録は延宝七年春、鑑水弥之助（法悦）が書き表したもので、前半に「城尾」の地名由来として平家の落人によつて城が築かれた由を書く。また、付近の古跡について由来などを記していることから地誌の部類に入るだろう。平家の残将としてこの地に入った当家の先祖は鑑水修理大夫と伝えており、後鳥羽院の頃としている。

二次史料の類ではあるが、現地に城跡が認められることから、今回全文を翻刻して紹介する次第である。

「鑑水家記録」

抑、梅は花の兄といひ、匂深き故に其名四海に響き、山高しといへども、木有をいたむ、悉皆草木調て程なき事をゆふにはあらず、されば九国豊州の内に此在所を城の尾とゆふハ、いかさまいわれ有事にやと旅人不審しあへり、住答て曰く、成程不審尤もなり、古は梅か谷と申、昔し一の谷より八嶋壇の浦破しとき、平家の落人来り、此処にて休息し向ひに見ゆ

る淨福山を負見し能く堅固の地也、三方は谷けわしにして底深し、今一方に堀をほれば四角四面の地なりと、即々打立峯此より双方へ堀割深堀と成か故、是にて能城に入らん物よとて其時より城の尾とは名付たると申伝へけり、然るに四方に四つの景有り、先東の麓に淨福寺と言ふ禅寺あり、朝な夕なの鐘□□諸行無常是生滅法生滅々為赫滅為薬と響て日々夜々の法の庭貴賤群集の禰名の声門前市をなしけり、ならびに石仏の地藏堂あり、此堂より壺町□程に百度石とゆふ石あり、むかしは此石より彼堂へ半時か内に百度歩を運べば福徳冥利ありたると申伝へけり、

南に大山よをとふ山、此山野嶽にして峯より落る水の面是ぞ斯ばの板庇しに大雨しきるに聞し満月の頃は卯の花隙なくちり浮、水せきとむる、其姿に何も心あらず目を引鳴一声の郭公もあなたに私は聞にけり、

西に八代竜王の鎮座処あり、同所に一間四面の石塔有、是こそ過ぎし昔の曾我の十郎殿に恋られし大磯の虎御せんの石塔とゆふ、はるか遠国の事なれば、此所に所縁の人来りてかく吊けると伝聞ゆえを吐せば、いたわしやけれや虎御せん三国無双の遊君にて春の花秋の月も如何ならず三十二さうの御かた大蒲花の唇白粉のたへせずひすひの簪穩に物の隙ごしおも顔は偏に天人もあま下らせ給ひしかと貴君待たもふ最夜の内、燈火の朝、風そよくとしければ誰そと思ふに十郎殿、是そうつつの目あせられし鴛鴦の衾花と花との諸まくらすき間の風をいとひけり、千夜を一夜の御戯のむつごとに天にあら

ばひよくの島地にあらばれんりの枝とかいちうとふけつのおん契りけにや、元宗皇帝やうきひの御かたらひも是には何かてとおもひけり、され共花は嵐をまたず、生者必滅会者常離の習、曾我十郎祐成同五郎時宗謀反、富士野狩場之御陣御所々押寄せ伊豆の国住人敵工藤左衛門之尉祐経、備前国の住人吉備宮主藤内、両国領主殺害無類の働しゆひよく敵をうつといへとも、御陣御所を騒せ奇怪之次第、仍て曾我兄弟切腹被仰付しなり、然るに虎御せん右之次第聞より、我片時も早く追はんと用意の懐剣取出し咽の管をかき切て終にむなく成りたまふはまことに勇ま敷事にはあらんか、此石塔を見るに付ても袖ハ泪に湿しける、北には蟬か尾と言ふ山あり、東西にハ大小の河、南ハ千町の沼田なり、然るに其後平家の残將、肥後国へ追々に馳せ集り、同国の内後鹿山と言ふ要害堅固の大場有て其地を乞請て悉く猪籠せりと伝聞く、我等に被越よとの知せしに付、一先立越へ一見し、若又我肥後国へ居住を定し上宣て爰に來たらんと存せしが人間不定の境、先一端の別れなれば少しの形見を譲り置くなり、是ハ相州三代の作小刀目貫は赤銅鍔切羽場刀まきハ鋒の金銀也、並に扇子と鎗水の名字を添へ弟子炊助に与へ、両説婦共へ夫々相応の形見を遺し家内一同喜び頂戴せり、右之扇子を拝見せば、我等是迄八十右衛門と言ハ仮りの名、実名ハ鎗水修理乃大夫と申也、是より我名字を請て鎗水炊介と名づくべしと御書付被下、次に追所弟子供其外出入之人々不残よう我等明朝出立之事、知せ呉れよとの事故皆々へ触をいたせは、早々馳集り一同御目

に懸れは委細之儀を被遂、先一端之別れなればとて御盃を被下、尚又出入之人々より饞別ありて様々事呉き故、最早夜更て明ぬれば、いさ出立致さんと晦を告て立たれハ多の人々我も、と跡より見送りければ賑々敷ぞ御立成されけり、頃ハ後鳥羽の院の御時成とそ伝りける、

干時延宝七年之春、古き巻数を調見れば録残蟲喰ひ損し切れし処あり、残りし丈け、綴留置きし者なり、鎗水弥之助世を捨て剃髪して法悦と号す、若き時の事思ひやりて

歌に

返しせに宝は人にほとこして

嬉しや身をは仏にまかせん

と詠して此地に一字を建立せん時近郷の人々寺門に入り此寺を且寺として尊みけり、

頃は延宝七年初春法悦行年七十一歳、之を録す

豊前國古城記

香春城 高羽形

八條氏藏書

一 赤雀院の法宇天慶三年差宗純友
 清西義乱の時假し城を以て深田伊与
 公弟純年子家人を以て守りしむ
 同四年純友亡く後純年延元中
 後白河院の保元二年平治元年
 大宰大貳となりし清西下向の時
 臣臣等中次りし其時豊前守命一と
 赤坂山山王宮乃あり城を以て深田
 城となりし宇治二年に終りし其時
 帰京あり豊前不徳守平惟伊と勇
 刑ア通性時と城了其言左系進性

建武の兵亂より言武守守事して其城を
 築き、吉田村を以て其城を以てし
 赤尾傳後守権守りし其城赤尾村あり
 ため代り居城多田乃録伝あり

○ 土井城 宇治郡佐野村
 佐野氏代り居城守佐氏乃其後天正十
 一年大友義統を降り

○ 大丸城 下毛郡大丸村
 元暦年中佐方平市惟伊豊後守
 繁の備守りし其城を以てし一旗
 大旗惟伊と其城を以てし其時
 天正十六年大丸氏於其城破り

○ 草場城 宇治郡草場村

幸坊氏居城方左常陸也
 福島城 日新婦馬村あり
 福島氏代、幸坊氏友区信のころ、福島
 四郎、長久下総し、城を築く
 田丸の城とて福す
 大相模 日新婦馬村あり
 元暦年中、平家追代のころ、幸坊公
 け城をつき、まゝに城を築く、
 伝言り一族か来た、平家將を城し
 け、幸坊氏之福し、代居城す、天正十
 六年破す
 田嶋崎城 日新婦馬村あり
 正長元年、平家恒迫に守程隆が城と

平家代、居る城、本平家、美濃、朝の城
 流し、平家代、本平家、美濃、朝の城
 六年、破す
 鶴居城 日新婦馬村あり
 菅原何某代、居る城、美濃、朝の城
 平家代、居る城、美濃、朝の城
 少輔氏代、居る城、美濃、朝の城
 末弘氏代、居る城、美濃、朝の城
 池原城 日新婦馬村あり
 守程隆が城と、平家代、居る城、美濃、朝の城
 地沖城 下毛郡田嶋村 田嶋氏代、居る城、美濃、朝の城
 清水城 日新婦馬村あり

建久七平宇於宮宗房四男深永伊
 知守與房付城を一つく天正五年破却
 土田城 日影土田村
 聖中世城乃有河内守と云
 長宗城 日影津氏村
 宇野宮宗房二男伊与守 宇野建久
 天正十一年城を築き伊与右天正十三年
 破却 野中ノ一ノ村
 一戸氏代ノ城宇野宮一族之
 中津下要城 日影下津在中津あり
 天正十六年 聖白官を兼尉考高ノ城
 築く十六年 土田城を侵細川忠興と云

廣津城 上毛郡廣津村
 昔中津中童命治座ノ源經基之書國
 乃後賜ノ補セられ以此地城を築
 前入初家城を其子共代家久を市
 行家治を備久流久能建久七年
 宇野宮宗房の六男 知守 宇野建久
 天正十六年 廣津城
 少備落城 上毛郡 廣津城
 日影城 上毛郡大津村 日影氏代ノ城
 光明寺城 日影本村 伊与一族
 高橋氏代ノ上毛郡の第流
 中津玉城 日影本村

遠く三年頼朝公の保小とて依木
 之市史頼朝公の史部より以城
 之築き一様人新し不立城より
 婦男頼朝公の史部より以城
 後民ア永氏より頼朝公の史部
 兼池よりうら丁下毛部より
 方以市一氏從立城より天正八年
 兵部丞理申之合部一討死
 ○傷股城 口部
 方及指低 史部より相山氏より
 ○相城 築城部
 世良田公信孝より居城字部より一族

名和入道家忠代より 天文三
 釜部城 小糸氏代より
 西郷城 西郷判了代より
 ○埴田城 築城部より
 元暦乃兵部信方之市以城之築き一族
 史部より市 惟多城之史部より
 ○角田城 口部より
 卷刑部丞方城字部より一族
 ○雁島岡城 京部より
 蒲生氏代より居城之兼池部
 ○持月城 築城部より
 今の小会乃城也去りし 新築西一庵

乙未年一七移月菴と稱す乙未年中
 弟池波志まゝりて廣と云ふ禁
 子らつ一城を切す、三男ゆゑ
 或親女居く、戸付山城切捕り、
 小居畑を切す、豊後守徳助す、度
 移月の城を切す、紀伊守を切す、
 ため長理とあり、赤羽ふ、大内守は又、
 大友守は、天文二年六月より珍象
 女弟、隆興守居く、永祿四年より
 大友氏、奴留湯左ら、竹波守、専長
 七年、細川守與方をうけ、一城
 造り
 終

大野守岡古守、流石鳴岡村守
 久為守付、を村守備する
 寫し、あり
 八條守初百

II Gregg baker asian art所蔵『豊前中津城図屏風』について

ロンドンの日本美術商Gregg baker asian artに一隻の屏風が所蔵されている。

中津城を中心に豊前国中津以南、豊後国国東半島までを描いており、山国川や耶馬溪の岩峰も描かれる。海には何艘もの船が浮かび、宇佐八幡・羅漢寺を参詣する様子もある。

描かれている時期を考える材料として以下の点が認められる。

- ① 中津城および城下町が詳細に描かれており、現在の縄張とほぼ一致する。
- ② 周辺の城郭（杵築・高田・龍王）が古城と称されていること。
- ③ 豊前のみでなく豊後の国東半島が描かれていること。
- ④ 中津城に天守等の高層建物が見当たらない。

上記の情報から、細川家が豊前領主（豊前一国および豊後国東・速見二郡）だった時期、とくに一国一城令が発せられ、支城が破却された後の元和二年（一六一六）から、細川家が肥後に転封になる寛永九年（一六三二）までの間と考えられる。

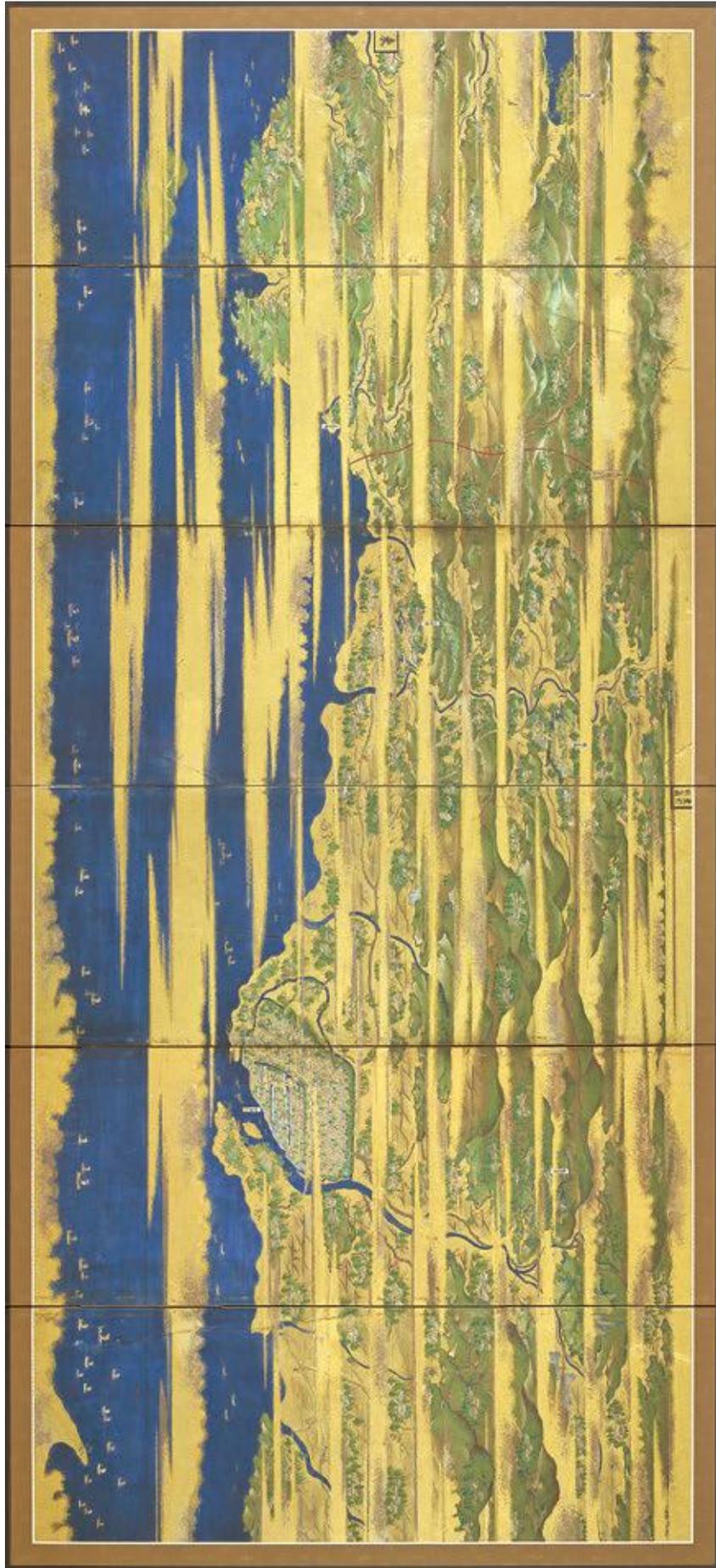
また、天守が見られないことから、元和七年（一六二二）に天守を破却し、天守台も崩したという記録があるため、これ以降にしぼれる。破却された古城の内、木付城は寛永九年に新たな藩主が入り、城を使っているため、やはりそれ以前

でよいと考える。当時の中津城主は細川忠興（隠居しており、藩主忠利は小倉城主）で、隠居城として使っている。

また、左端にのみ「東」とあるので、想像を豊かにすれば、もう一隻あって、小倉城を中心にした豊前北部が描かれている可能性もあるかもしれない。

製作時期は、実物を見たわけではなく画像のみでの情報であるので判別は難しい。描かれている時期は一七世紀前半を示すが、山国川が二俣に分かれ、河口に洲が描かれており、これが寛文九年（一六六九）の洪水で出来た小祝にあたるならば、これ以降になる。

協力：Gregg baker asian art学芸員・松井邦子氏



©2019 Gregg Baker Asian Art



©2019 Gregg Baker Asian Art

中津城部分



©2019 Gregg Baker Asian Art

龍王古城（宇佐郡）部分

第四章 地籍図調査

本事業では城館の踏査と合せて地籍図調査を実施している。地籍図からは現在見ることでできない情報を得ることができ、城館調査に欠かすことはできない。扱った地籍図は明治二一年段階のもので、当時の地目を参考に土塁や堀の有無、屋敷区画の範囲などを考察する手がかりとしている。

ここでは、第二章で取り上げた「賀来安芸守切寄」に関連すると思われる「大幡城跡」（市指定名称「大畑城跡」）周辺の地籍図から遺構の特徴を見ていくことにする。大幡城跡は、在地領主賀来氏の居城と考えられ、「切寄きりよせ」として度々一次資料に登場する。城の起源は、源義経が元暦元年（一一八四）に緒方惟栄に大幡城を含む五城の築城を命じたことに始まるという。

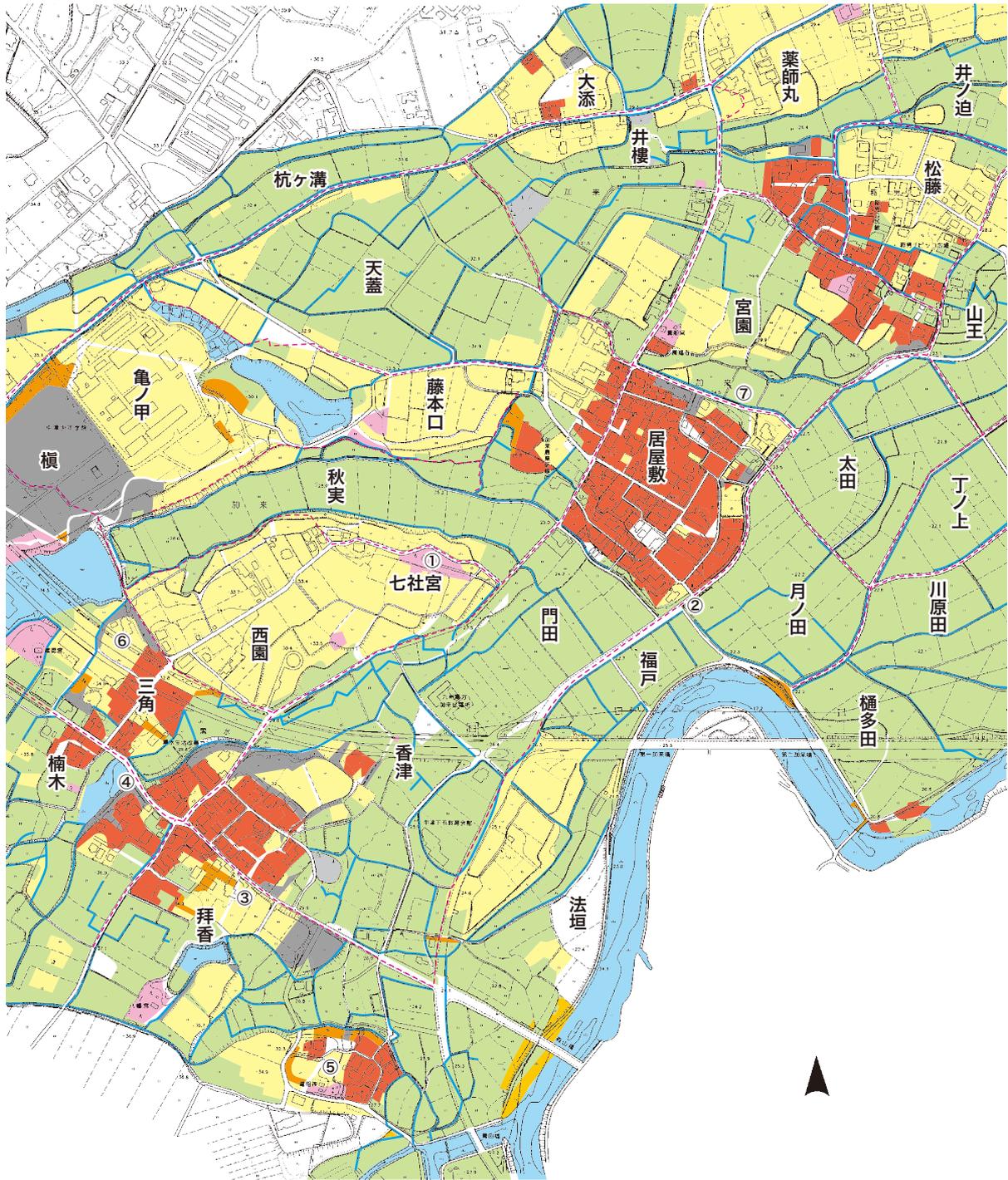
現在、小字西園の七社宮周辺（①）が大幡城跡として周知遺跡化されているが、現地に目立った遺構はない。城館関連小字として田を隔てた東側に二四〇mの略方形区画をもつ字居屋敷がある。明治期も宅地として利用されており、この集落の東で行われた発掘調査（②）では一七世紀前半に埋没したと考えられる幅四mの堀跡を検出している。またその堀跡の北側延長には、集落を囲うように西進する「義経堀」と呼ばれる堀跡（⑦）が近年まで存在していた。集落内には賀来家の子孫が現在も居住しており、子孫宅に伝わる系図には賀来村に先祖が居住し、そこを「田中城」と称したとされている。

字居屋敷の北側には字井いろう楼※1、藤本口、南側に字門田などが見える。

大幡城跡の南の字三角、拜香には山林の地目が宅地や畑の縁辺に巡る箇所が多い。恐らく土塁が屋敷区画を圍繞いにようしていた表れと思われる。④では土塁が一部現存している。発掘調査では⑥にて一三世紀後半～一四世紀後半の溝跡や土坑墓が検出されている。③では一六世紀末段階の堀跡が検出されており、字拜香集落内に堀が存在していたことになる。⑤には伝承であるが「弁城」という大幡城の出城があつたという。

以上のことから、①の大幡城跡を中心として、東の字居屋敷、南の字三角、拜香、弁城に家臣の屋敷群を配し守りを固めていた構造が浮かび上がり、城域を形成していたものと考えられる。屋敷群周辺で確認された堀跡はほぼ同時代に役割を終えている。一六世紀末は黒田氏が賀来安芸守切寄を攻撃した時期であり、堀跡の埋没はこの攻撃と関係するものと思われる。

※1 地元では「いろう」と呼ぶ。「せいろう」とも読み、戦時に偵察のためにつくられる櫓とされる。（渡辺勝彦『城郭用語辞典 櫓』『日本城郭大系別館Ⅱ』新人物往来社一九八一）



- 明治21年旧字図による宅地
- 明治21年旧字図による山林
- 明治21年旧字図による雑草地
- 明治21年旧字図による神社・寺・堂地
- 明治21年旧字図による畑
- 明治21年旧字図による池・水路・河川など
- 明治21年旧字図による田
- 明治21年旧字図による墓

- ① 大幡城跡
- ② 発掘調査で堀跡を検出（『加来居屋敷遺跡』中津市教育委員会2010）
- ③ 発掘調査で堀跡を検出（『黒水遺跡拜香地区』中津市教育委員会2006）
- ④ 残存する土塁
- ⑤ 弁城（道祖神社）
- ⑥ 発掘調査で堀跡・土塁を検出（『黒水遺跡』大分県教育委員会1988）
- ⑦ 義経堀

0 400m

大幡城跡周辺小字集成図（S = 1/8,000）

報 告 書 抄 録

ふりがな	なか つ し ちゅう きん せいじょうかん しりょう へん
書 名	中津市の中近世城館 資料編
副 書 名	中津市中近世城館確認調査報告書
巻 次	I
シリーズ名	中津市文化財調査報告
シリーズ番号	第93集
編 著 者 名	浦井 直幸・三谷 紘平
編 集 機 関	中津市教育委員会
所 在 地	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 TEL 0979-22-1111
発行年月日	2019年3月29日

中津市の中近世城館 資料編

中津市中近世城館確認調査報告書 I

中津市文化財調査報告 第93集

2019年3月29日

発行 中津市教育委員会

印刷 株式会社川原田印刷社